

資料編



1. 佐世保市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

(任期:平成22年10月8日～平成26年3月31日)

○委員長、○副委員長、敬称略、順不同

委員氏名	所属・役職名	備考
○高橋 信幸	長崎国際大学 人間社会学部社会福祉学科 教授	H23. 2. 23まで
○西 司	長崎県障害者福祉事業団 理事長	委員長 H23.5.20から
○下釜 豊広	ユニバーサルライフ研究会 代表	
岩田 幸夫	相浦地区福祉推進協議会 会長	
阿野 房良	宇久地区福祉推進協議会 会長	
永江 登代子	早岐地区福祉推進協議会	
嬉野 憲二	佐世保市連合町内連絡協議会 会長	
櫻井 英子	NPO法人 子どもと女性のエンパワメント佐世保 理事長	
山北 眞由美	NPO法人 フリースペースふきのとう 理事長	
迎 純子	託児ボランティア「させぼっ子・応援たい」 代表	
松尾 文子	認知症の人と家族の会 長崎県支部佐世保地区会 世話人代表	
森 俊輔	佐世保市介護支援専門員連絡協議会 副会長	
坂本 雅俊	長崎国際大学 人間社会学部社会福祉学科 教授	H23. 5. 20から
車 相龍	長崎県立大学 経済学部地域政策学科 准教授	H25. 3. 12まで
長沼 信之	長崎県立大学 経済学部地域政策学科 教授	H25. 3. 27から
小柳津 仁子	公募委員	
山下 兼二郎	公募委員	

委員会専門部会名簿

(ふれあい部会) ○部会長

下釜 豊広
松尾 文子
○森 俊輔
長沼 信之
山下 兼二郎

(支え合い部会) ○部会長

○岩田 幸夫
阿野 房良
嬉野 憲二
櫻井 英子
山北 眞由美

(環境づくり部会) ○部会長

西 司
○永江 登代子
迎 純子
坂本 雅俊
小柳津 仁子

2. 佐世保市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐世保市地域福祉計画に基づく地域福祉を推進するため、佐世保市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 佐世保市地域福祉計画の進捗状況の把握に関すること。
- (2) 佐世保市地域福祉活動計画及び地区地域福祉活動計画の進捗状況の把握に関すること。
- (3) 佐世保市地域福祉計画の改定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 社会福祉関係の団体を代表する者
- (3) 社会福祉関係の施設及び事業者を代表する者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募により選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

2 委員の辞任による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は公開とし、別に定めるところにより傍聴を認めるものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉部保健福祉政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

3. 関係法令

介護保険法（抄）

（平成9年法律第123号）

（国及び地方公共団体の責務）

第5条 国は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 都道府県は、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をしなければならない。

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

社会福祉法（抄）

（昭和26年法律第45号）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（情報の提供）

第75条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(福祉サービス利用援助事業の実施に当たつての配慮)

第80条 福祉サービス利用援助事業を行う者は、当該事業を行うに当たつては、利用者の意向を十分に尊重するとともに、利用者の立場に立つて公正かつ適切な方法により行わなければならない。

(都道府県社会福祉協議会の行う福祉サービス利用援助事業等)

第81条 都道府県社会福祉協議会は、第110条第1項各号に掲げる事業を行うほか、福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を行うとともに、これと併せて、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行うものとする。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地区福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更正保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更正保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地区自治法第二百五十二条の二十に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更正保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

民生委員法（抄）

（昭和23年法律第198号）

第14条 民生委員の職務は次のとおりとする。

- 一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
 - 二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
 - 三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
 - 四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
 - 五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。
- 2 民生委員は、前項の職務を行うほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

4. 「第2期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に関する基礎調査」結果報告書

平成25年6月

社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会

1. 調査概要

本調査では、第2期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたり、佐世保市の地域福祉を推進する上で必要な取組みや地域の実情について意見をうかがい、計画策定の基礎資料とするとともに、今後の地域福祉の推進に活かすことを目的に調査を実施した。調査方法及び概要は以下の通りである。

調査方法：自記式質問紙を調査対象の機関や団体に直接配付・郵送し、それぞれ取りまとめ、または、郵送によって回収した。(標本数264件)

調査対象：高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉に関する機関、団体、NPO法人、ボランティアグループ、及び医療機関、社会福祉士、保健師、生活支援員、民生委員・児童委員

区 分	機関・団体等	標本数	区 分	機関・団体等	標本数
【高齢者福祉関係機関等】	訪問介護事業所	9	【障がい者福祉関係機関等】	障がい者就労支援事務所	15
	介護支援専門員	10		作業療法士・理学療法士	9
	NPO法人	9		NPO法人	13
	ボランティア団体	21		ボランティア団体	9
【児童福祉関係機関等】	保育園	7	【関係機関等】	病院・訪問看護ステーション	17
	幼稚園	9		社会福祉士	10
	PTA連合会	10		保健師	10
	NPO法人	12		生活支援員	9
	ボランティア団体	8		民生員・児童委員	57
合 計					244

調査期間：平成25年5月15日～平成25年5月31日

質問項目：地域の支えあいについて、孤立死を防ぐための取組みについて、判断能力が欠けている方の契約や財産管理について等

回収率：92.4%(244件)

2. 単純集計結果

今回のアンケートの集計結果は以下の通りである。問2、問20の質問に関しては、回答者に優先順位をつけていただき、1位の回答項目には3点、2位は2点、3位は1点と点数化し、それらの合計点数と回答件数について標記している。

問1～問18	全ての調査対象の方に共通の質問を行った。
問19	民生委員・児童委員の方にのみ質問を行った。
問20～問24	高齢者福祉関係機関等、障がい者福祉関係機関等、児童福祉関係機関等に、関係する分野ごとの質問を行った。 それぞれの結果については分野別に分け、記載している。

問1から問18は、全ての調査対象（高齢者福祉関係機関等、障がい者福祉関係機関等、児童福祉関係機関等、関係機関等）に共通の質問を行い、回答を得た。

問1. あなたは、生活上何らかの支援を必要とする方が地域で生活していくために、公的な福祉サービスだけではなく、外出支援やごみ出しの手伝い、見守り活動など、地域住民による支援活動（支え合い）が必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。また、必要だと思わないと答えた方については、その理由をお書きください。

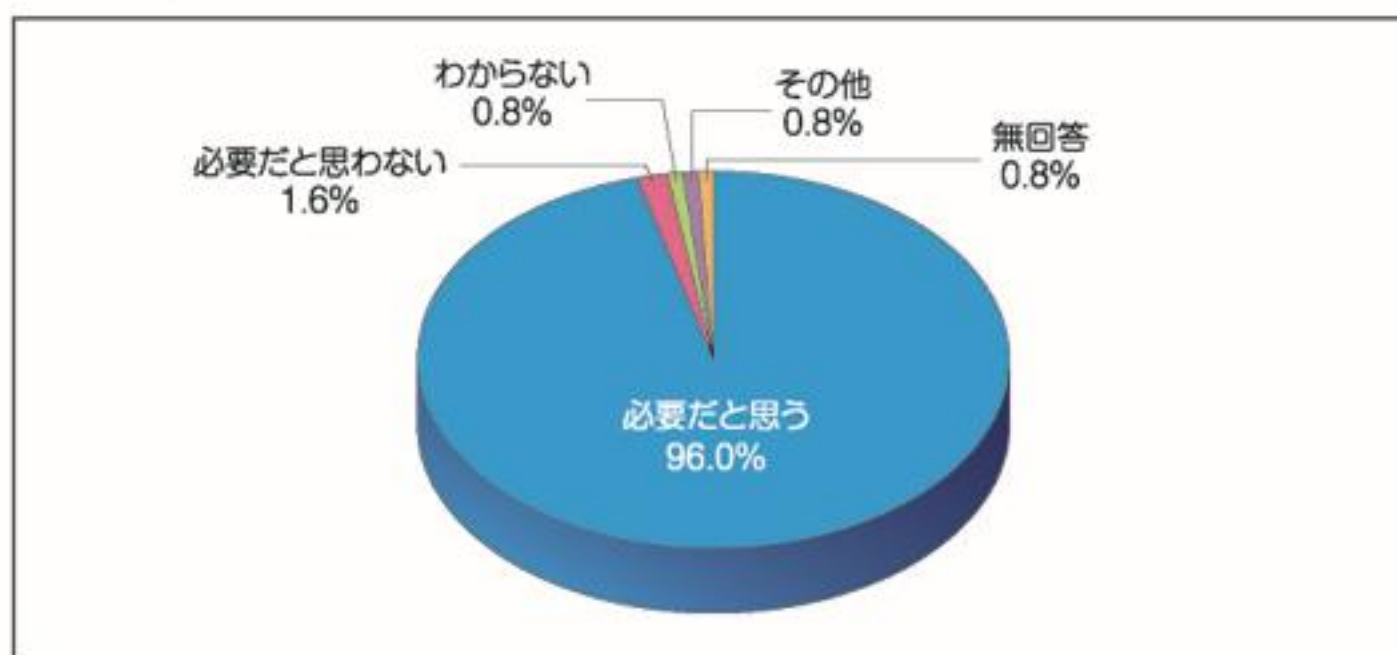


図1 地域住民による支援[n=244]

問1の質問に対し、234件(96.0%)が「必要だと思う」と回答している。このように非常に高い数値を示していることから、全ての調査対象において、その多くが公的サービス以外の地域住民による支援活動の必要性を感じていることが分かる。

「必要だと思わない」については4件(1.6%)の回答があり、その理由としては「必ずしも地域交流がうまくいっているわけではないから」や「特定の支援者を決めるということは、支援を受ける側が迷惑を受けることもある」が挙げられた。

また、その他の意見としては「地域住民に支援を義務として任せてはいけないと思う」などが挙げられた。

問2. 問1で「ア. 必要だと思う」と答えた方に質問いたします。地域住民による支援活動（支え合い）が活性化するためには、どのようなことが必要だと思いますか。必要と思われる順に3つまでご記入ください。

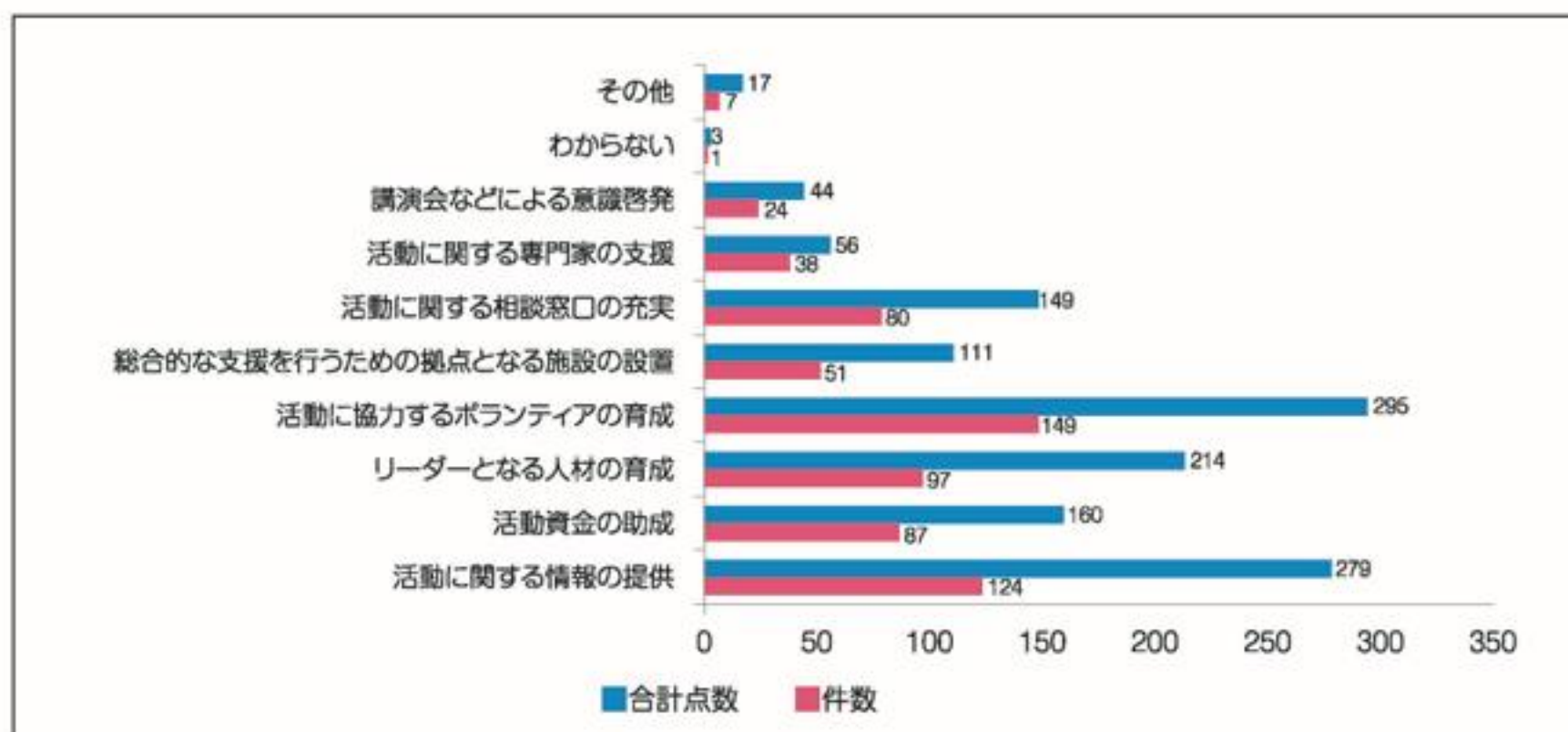


図2 地域住民の支え合いが活性化するために必要なこと[n=234]

上記の質問については、問1の質問で「ア. 必要だと思う」と答えた234件の方に回答をいただいた。地域住民の支援が活性化するために必要なことに対し「活動に協力するボランティアの育成」の回答が最も多く149件であった。次いで「活動に関する情報の提供」124件、「リーダーとなる人材の育成」97件となっている。

また、順位ごとに点数化し合計した結果においても同様の順位となっており、件数が多い方から順にそれぞれ295点、279点、214点となっている。3つの回答において件数と合計点数に大きな関係性は見られなかった。

その他の回答としては、「日常のおつきあい」「もともとの隣同士の声かけのあり方」「住民意識をもつ」など、地域住民自らの意識に関する回答が挙げられた。

問3. 現代社会は、無縁社会ともいわれ人と人のつながりが希薄化しているといわれています。NHKの調べによると、年間3万人を超える方が人とのつながりや助けがなく孤立死をとげています。そこであなたは、孤立死を防ぐためにどのような取り組みが必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。また、必要だと思わないと答えた方については、その理由をお書きください。

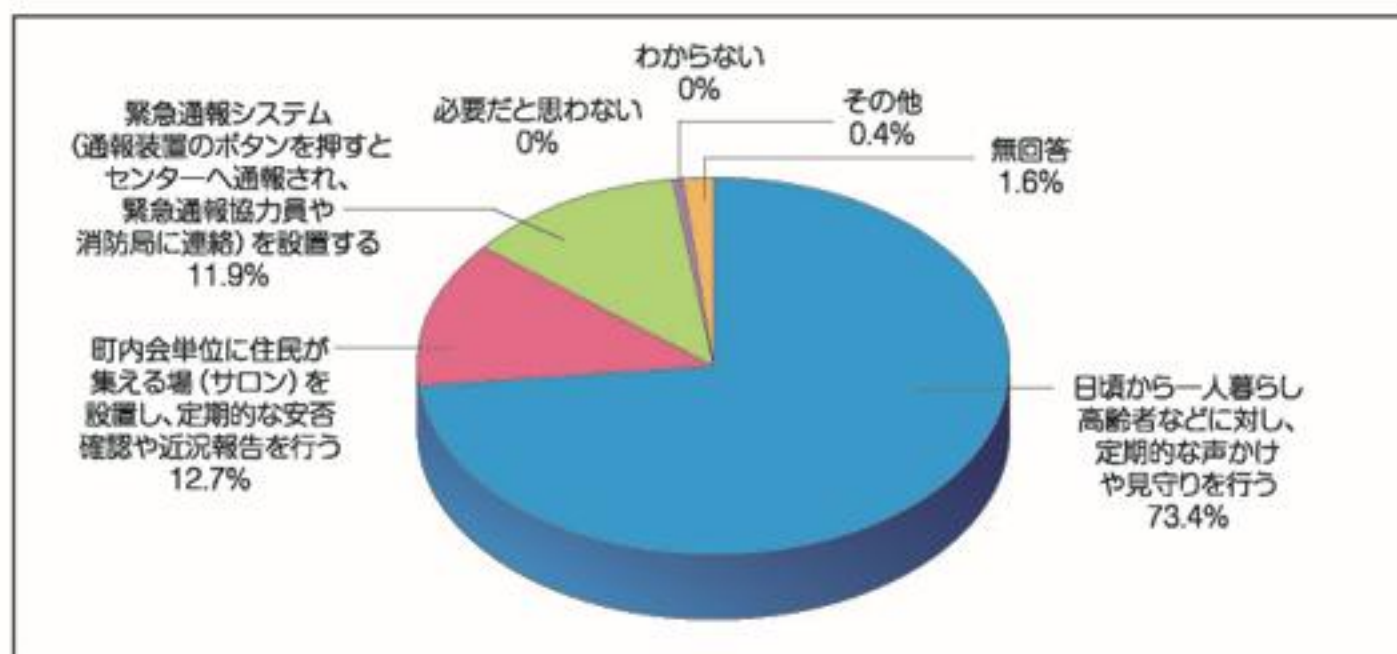


図3 孤立死を防ぐための取り組み[n=244]

孤立死を防ぐために必要な取り組みとして最も多く挙げられた回答は「日頃から一人暮らし高齢者などに対し、定期的な声かけや見守りを行う」で、179件(73.4%)であった。次いで「サロンを設置し、安否確認や近況報告を行う」が31件(12.7%)、「緊急通報システムの設置」29件(11.9%)となっている。その他の意見としては「退職したヤングオールドの社会参加」が挙げられた。

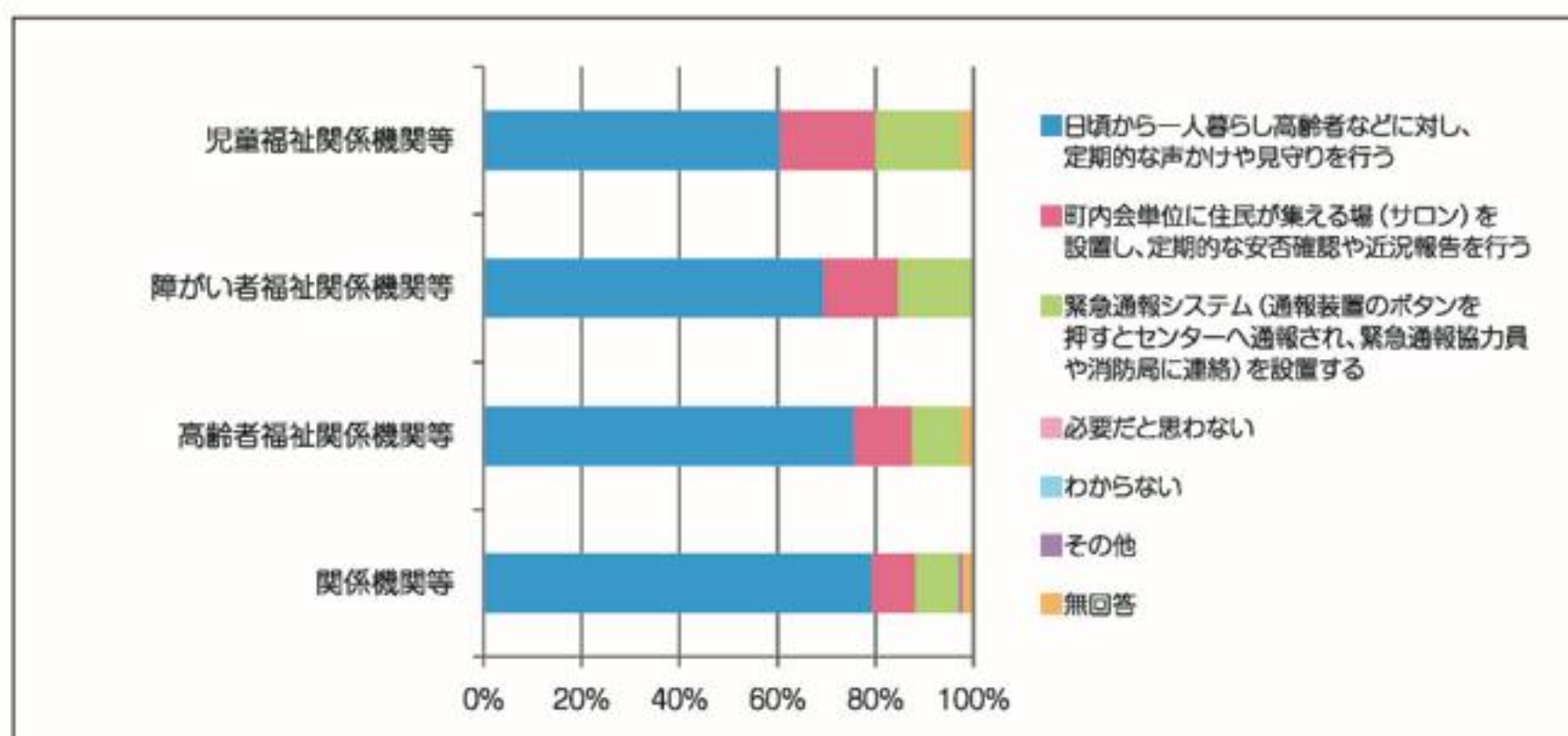


図4 属性別クロス

図4の属性別クロスから、高齢者福祉関係機関等と、児童福祉関係機関等の回答を比較すると、児童福祉関係機関等に対し、高齢者福祉関係機関等の方が「定期的な声かけや見守り」が必要だと回答している。また、「緊急通報システムの設置」や「サロンを設置し、安否確認や近況報告を行う」については、児童福祉関係機関等の方がより多く回答している。

問4. 問3で「ア. 日頃から一人暮らし高齢者などに対し、定期的な声かけや見守りを行う」と答えた方に質問いたします。一人暮らしや高齢者夫婦などの見守りはだれ(どこ)が行うべきだと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

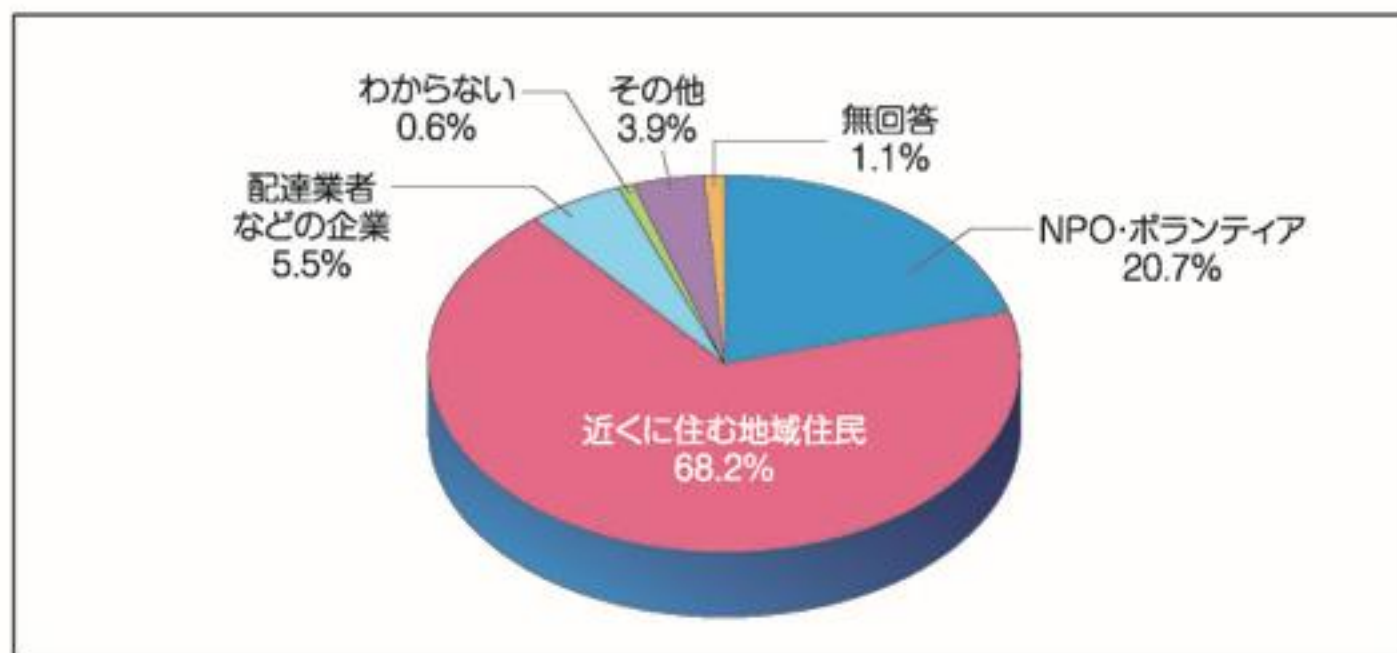


図5 見守りは誰が行うべきか[n=179]

問3の質問にて「定期的な声かけや見守り」と回答のあった方の179件のうち、122件(68.2%)が「近くに住む地域住民」が見守りを行うべきと回答している。「NPO・ボランティア」は37件(20.7%)、「配達業者などの企業」は10件(5.5%)となっている。その他の意見としては、「家族・親族」や「行政」、「まずは本人が地域とつながる暮らしをする」などの意見が挙げられた。

問5. 問4で「ア、NPO・ボランティア」と答えた方に質問いたします。見守りを行ううえでどのような手段が有効だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

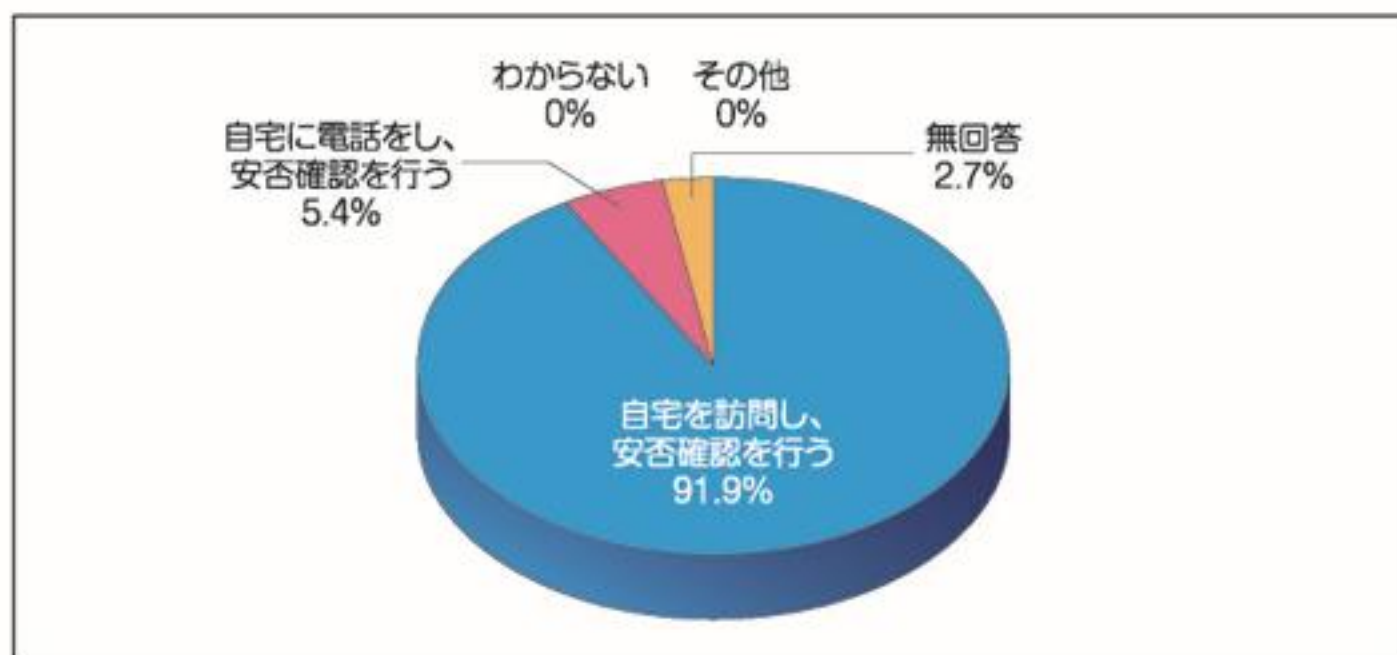


図6 NPO・ボランティアが見守る際の有効な手段[n=37]

「NPO・ボランティア」が見守りを行う際に有効な手段として、回答のあった37件のうち、34件(91.9%)が「自宅を訪問し、安否確認を行う」と回答しており、「自宅に電話をし、安否確認を行う」は2件(5.4%)であった。

問6. 現代社会は、契約社会ともいわれ福祉サービスなどを利用するにしても様々な判断が求められます。そこで判断能力が欠如している方の財産管理を行ったり、サービスなどの契約の締結や解除を行う制度として、「成年後見制度」がありますが、あなたはこの制度をご存じですか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

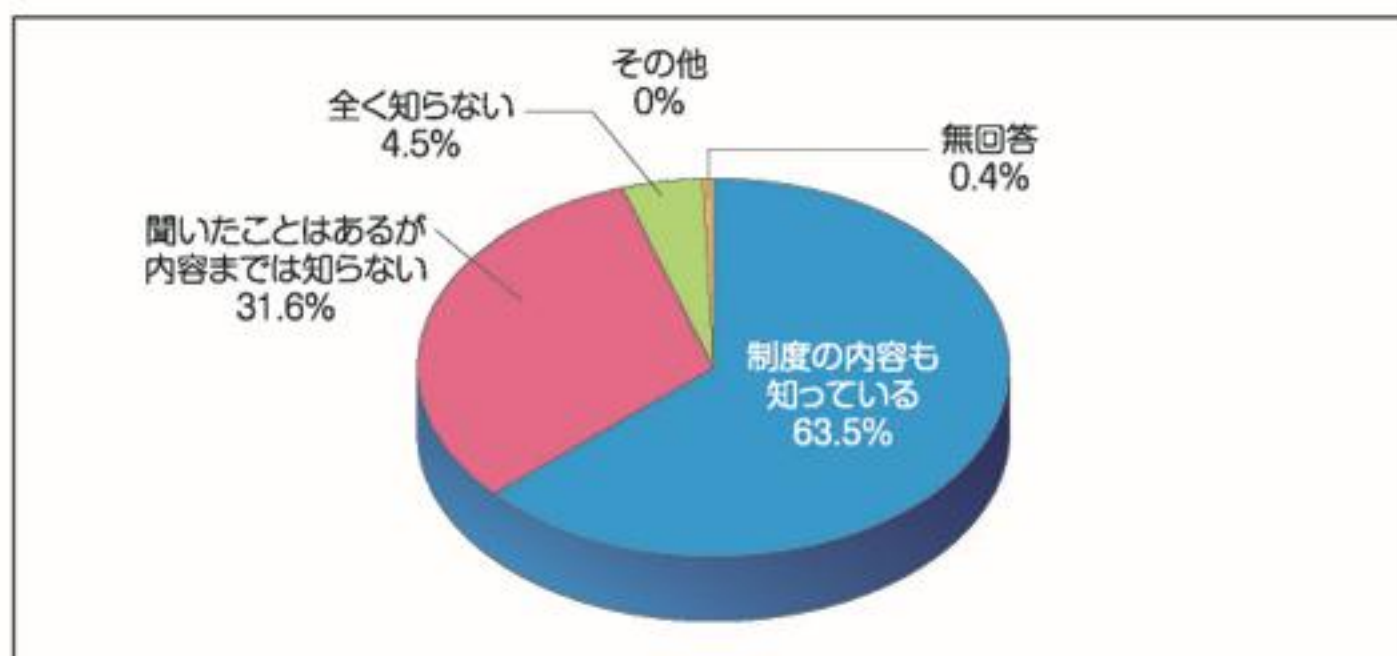


図7 成年後見制度を知っているか[n=244]

図7から、問6の質問に対し「制度の内容も知っている」が155件(63.5%)と最も多く、次いで「聞いたことはあるが内容までは知らない」が77件(31.6%)となっている。「全く知らない」は11件(4.5%)であった。ここから、調査対象となった機関等において、制度の内容まで含めた、成年後見制度に関する認知度は高いものといえる。

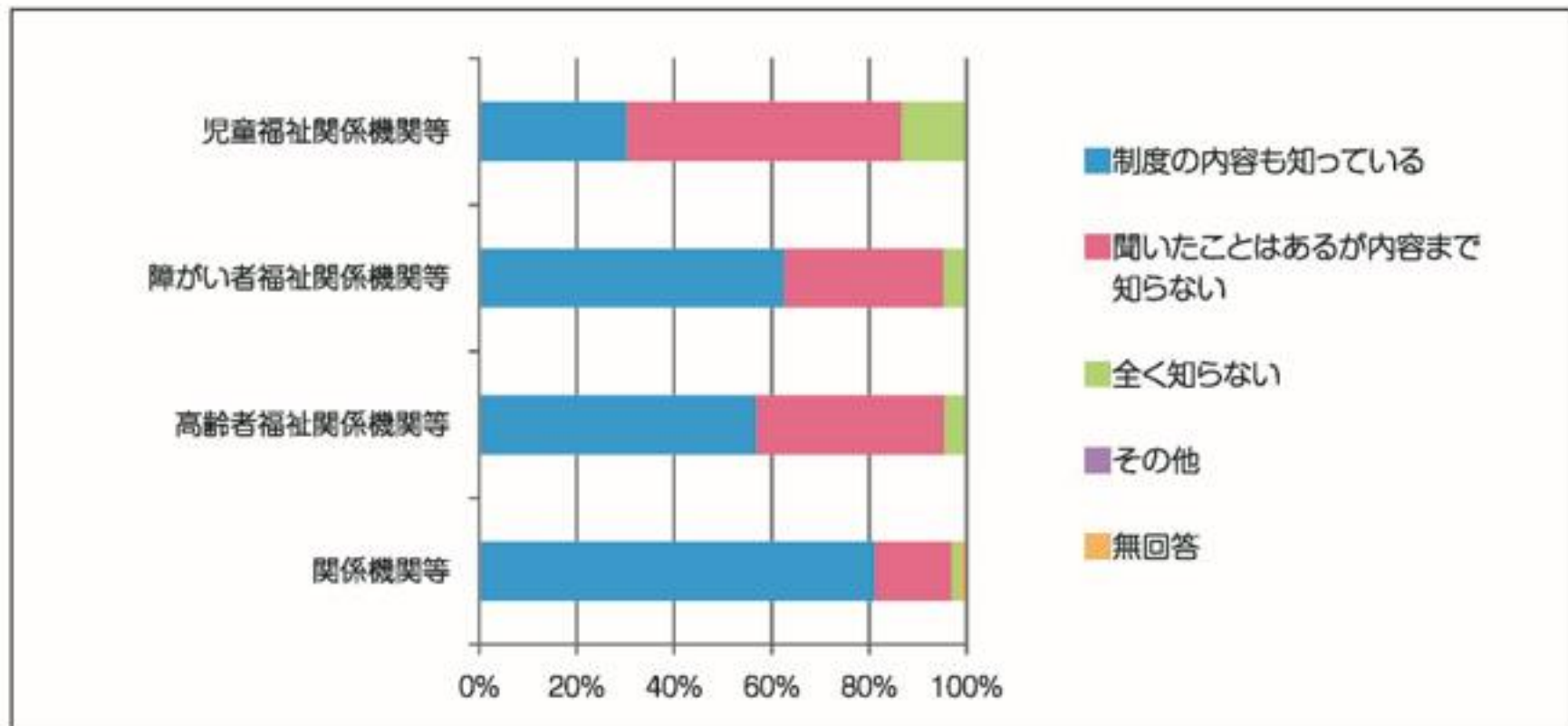


図8 属性別クロス

問6の質問を属性別に見ると、関係機関等は「制度の内容も知っている」と回答した割合が最も高く、80%を超えている。ここから医療機関、社会福祉士、保健師、生活支援員、民生委員・児童委員として活動している方々に対する、成年後見制度の認知度は高く、それらの分野とは関係性が高いものと推測される。

一方、児童福祉関係機関等は、他の機関と比較しても「聞いたことはあるが内容まで知らない」「全く知らない」と答えた方の割合が圧倒的に多く6割を超えており、児童分野と成年後見制度の関係が希薄であることが伺える。

問7. 問6で「ア. 制度の内容も知っている」と答えた方に質問いたします。あなたは「成年後見制度」を広く市民に周知すべきだと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。また、周知する必要はないと答えた方については、その理由をお書きください。

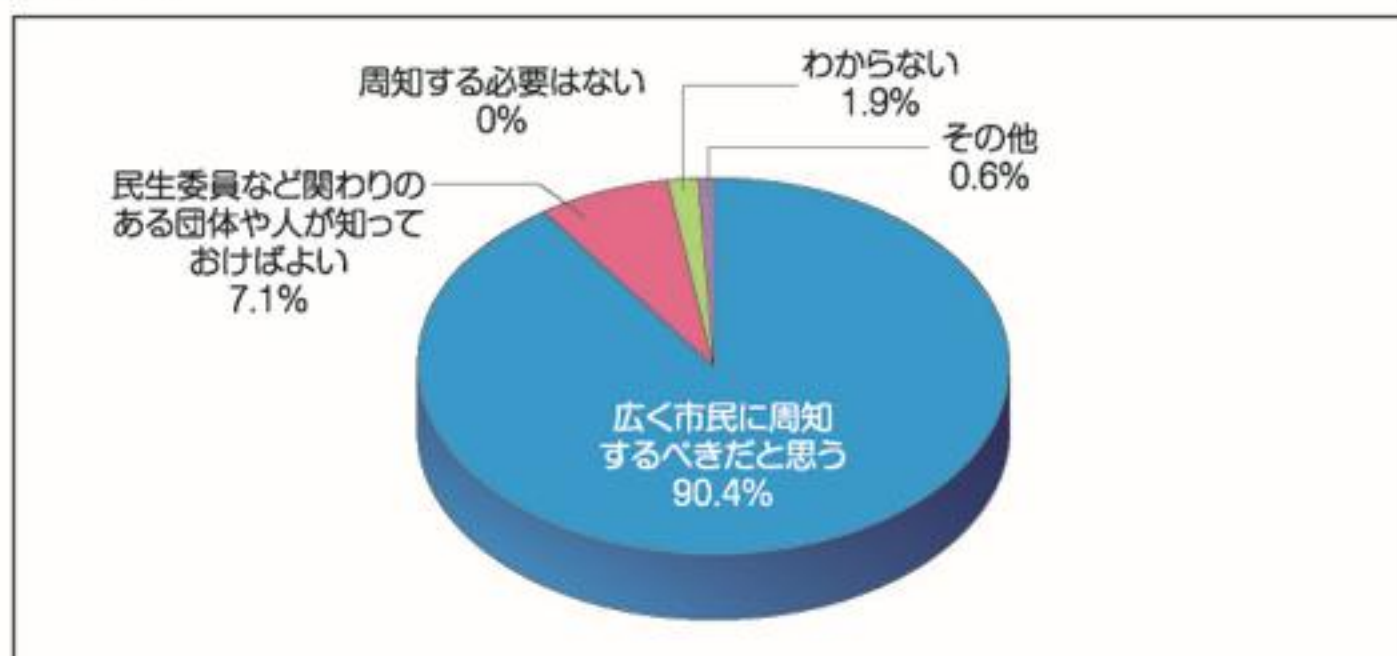


図9 「成年後見制度」を広く市民に周知すべきか[n=155]

図9からもわかるように、問6で「制度も内容も知っている」と答えた方155件の内、140件(90.4%)が「広く市民に周知すべきだと思う」と回答しており、次いで「民生委員など関わりのある団体や人が知っておけばよい」が11件(7.1%)となっている。その他の意見としては「本来は広く周知した方がいいと思うが、不安や混乱をまねく恐れがある」との意見が挙げられた。

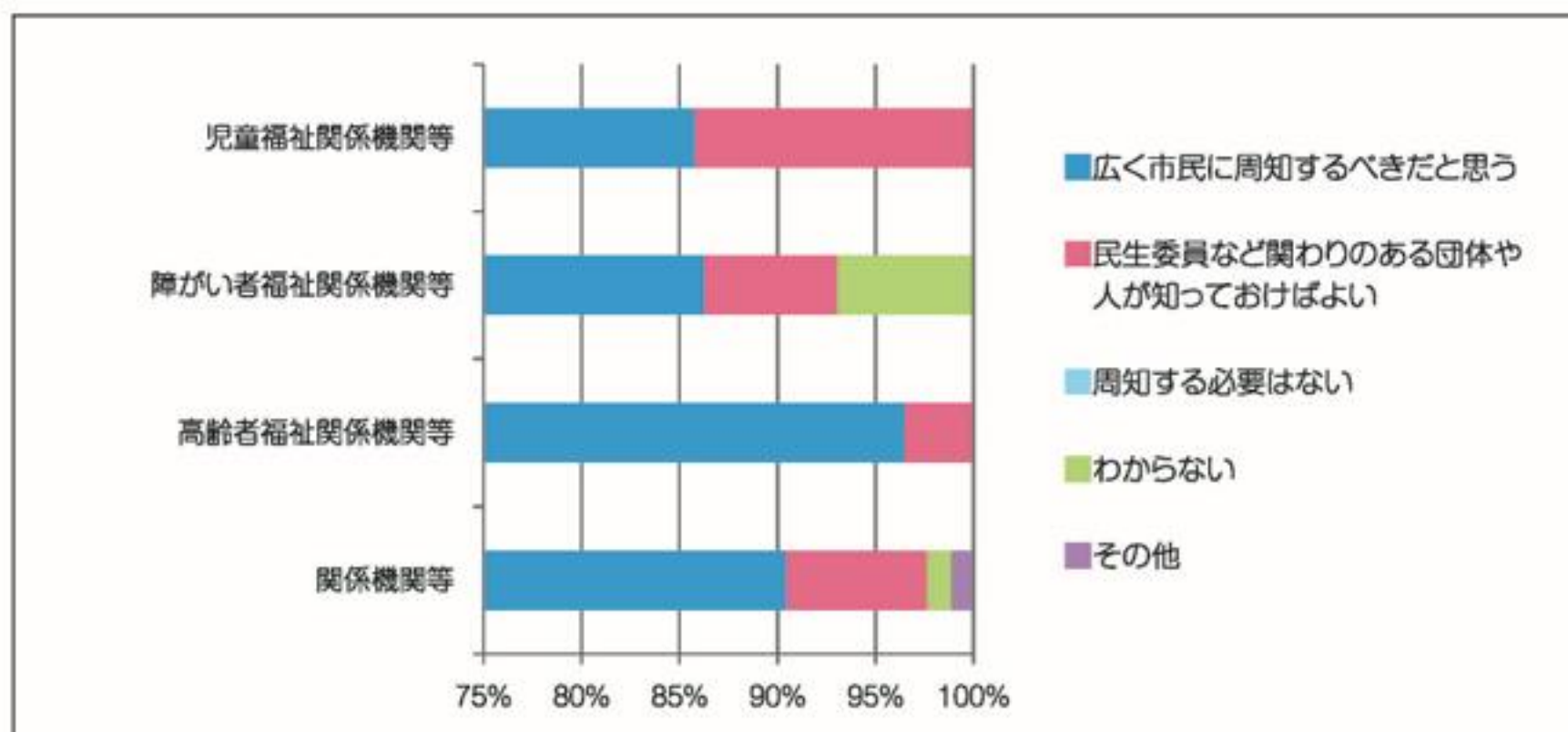


図10 属性クロス

問7を属性別に見ると、高齢者福祉関係機関等の95%以上が、成年後見制度を「広く市民に周知するべきだと思う」と回答しており、問6で成年後見制度の「制度の内容も知っている」と回答した高齢者福祉関係機関等の多くが成年後見制度を周知していく必要性があると感じている。また、他の機関等においていずれも85%以上と高い数値が得られ、成年後見制度の周知が必要であるという結果が得られた。

問8. 問7で「ア. 広く市民に周知するべきだと思う」「イ. 民生委員などの関わりのある団体や人が知っておけばよい」と答えた方に質問いたします。現在、佐世保市において「成年後見」を受任する団体として、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会がありますが、これらは個人との契約になります。一方で「成年後見」は個人のみに限られておらず、法人として受任する事が可能です。この場合は法人が責任をもって進めていきますが、あなたは佐世保市において法人による「成年後見」の受任が必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

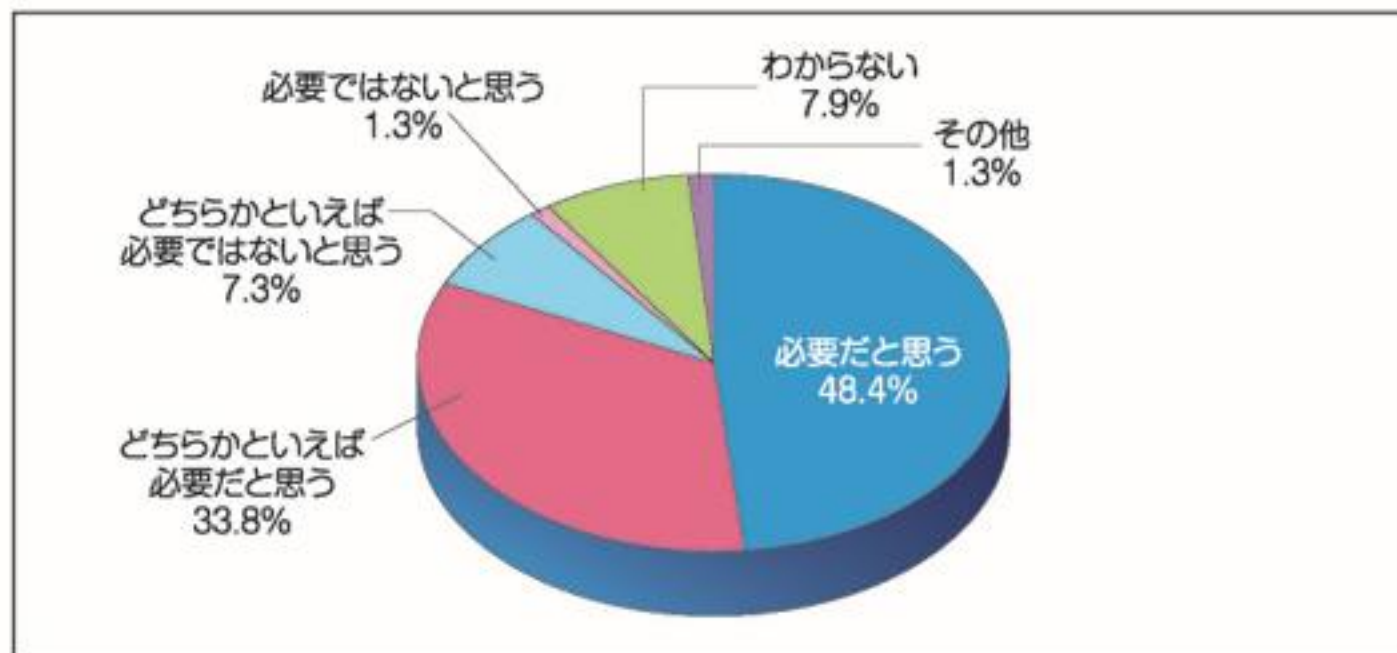


図11 法人による成年後見の必要性[n=151]

問7で、成年後見制度を「ア. 広く市民に周知するべきだと思う」「イ. 民生委員などの関わりのある団体や人が知っておけばよい」と回答した151名の方に、法人による成年後見の受任が必要だと思うかという質問を行ったところ、「必要だと思う」が最も多く73件(48.4%)という結果が得られた。次いで、「どちらかといえば必要だと思う」が51件(33.8%)となっており、124件(82.2%)が法人による後見が必要だと感じている。その他の意見としては「個人と法人の違いがわからない」との意見が挙げられた。

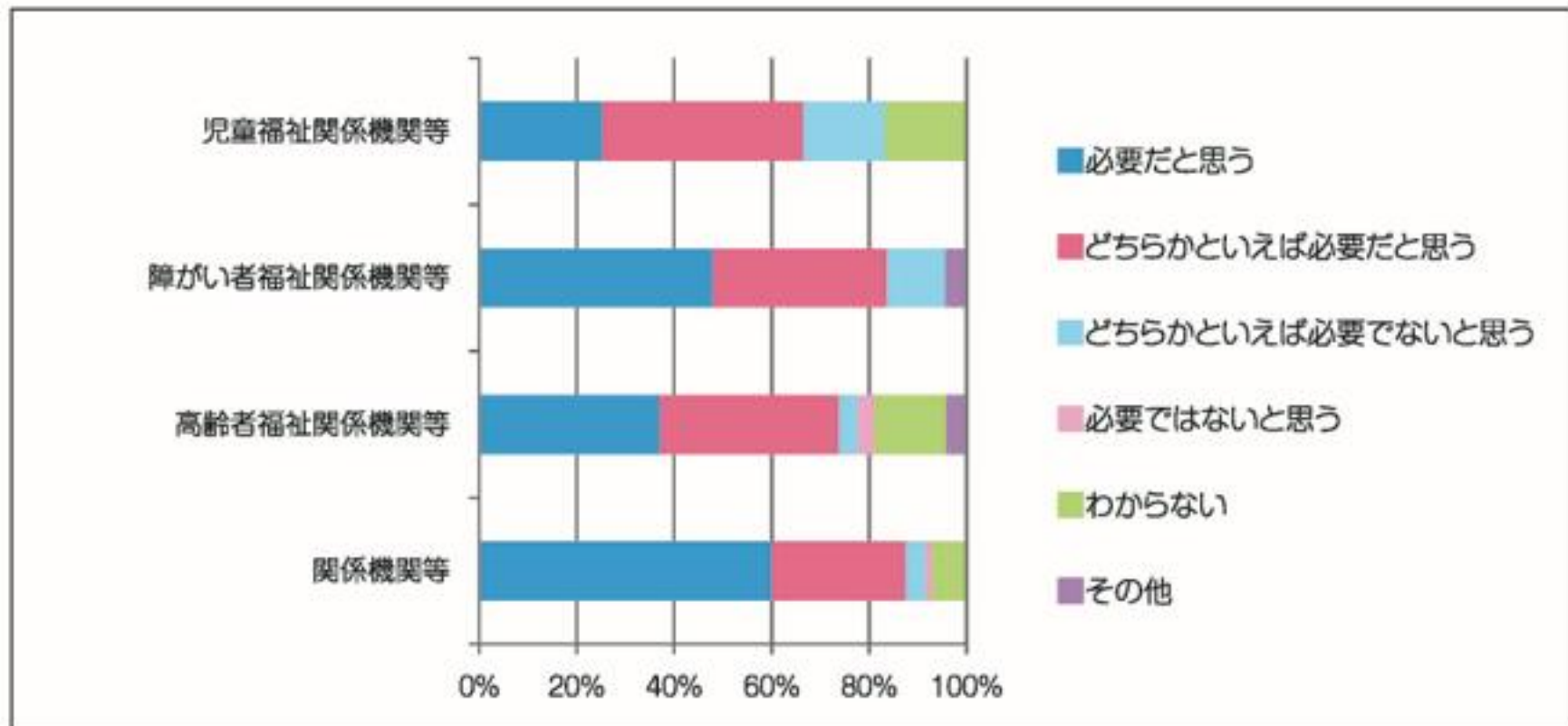


図12 属性別クロス

図12から分かるように、「必要だと思う」と答えた方の割合は、関係機関等に次いで障がい者福祉関係機関等、高齢者福祉関係機関等の順で多いという結果であった。どの調査対象においても60%以上が「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」と回答しており、属性に関係なく法人による後見が必要だと感じている。

問9. あなたは、佐世保市において福祉に関するボランティア・NPOの活動が活性化するためには、どのようなことが必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

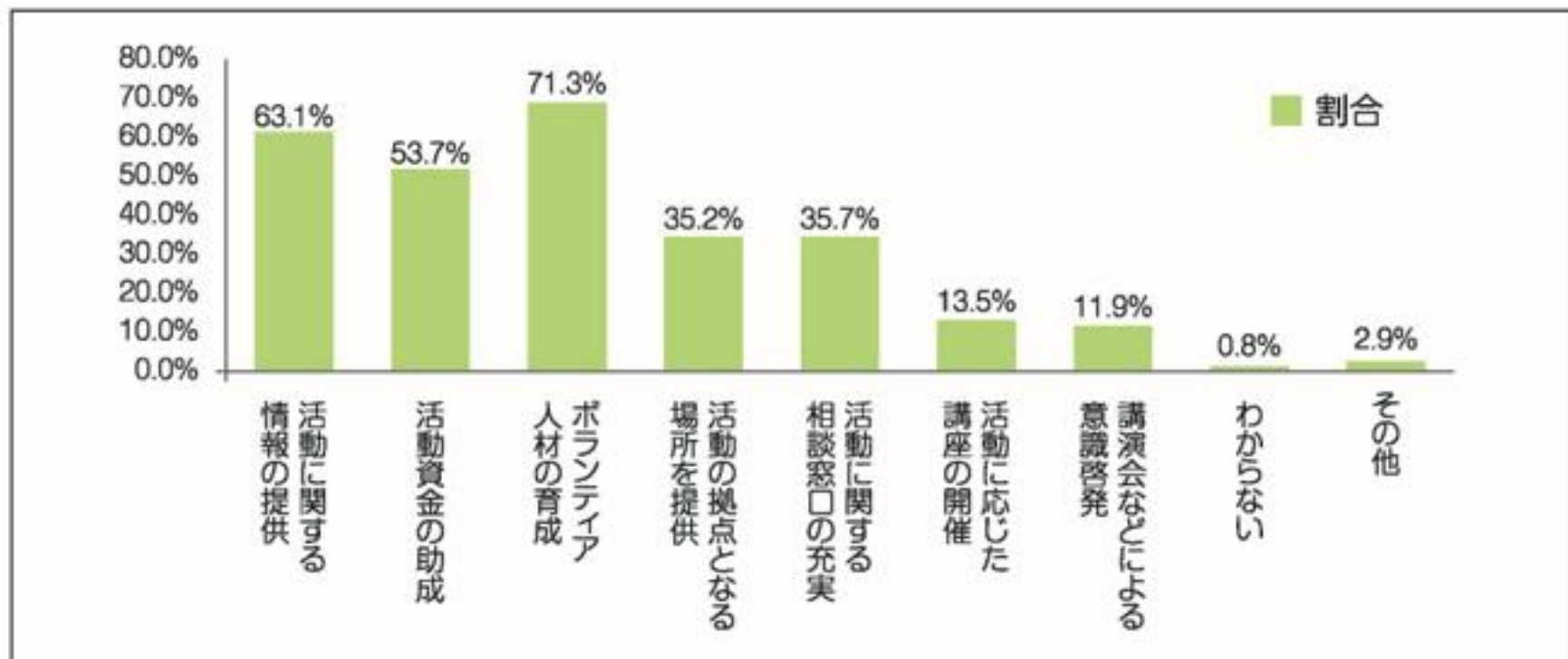


図13 ボランティア・NPOが活性化するために必要なこと[n=244]

全ての調査対象に、ボランティア・NPOが活性化するために必要なことについての質問を行ったところ、「ボランティア人材の育成」が最も多く174件(71.3%)であった。次いで「活動に関する情報の提供」が多く154件(63.1%)となっている。

その他の意見としては、「団体とネットワークを繋げること」「育成したボランティアの活動できるシステムをつくる」などの意見があげられた。

問10. 現代社会はプライバシーの観点から個人情報の取り扱いが難しい状況です。先般発生した東日本大震災では、個人情報(年齢、家族構成、病歴等)の共有がなされていなかったために、いくつかの問題が生じました。あなたは個人情報を関係機関や団体で共有することについてどのように考えますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

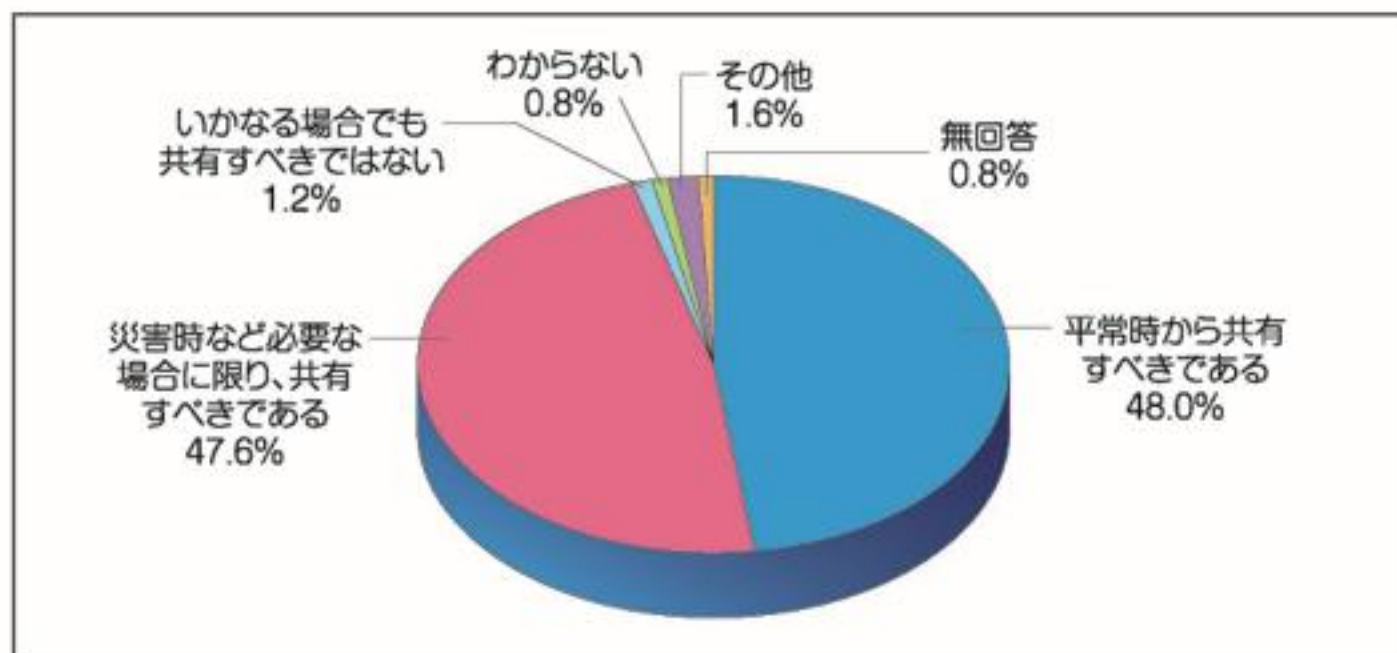


図14 個人情報の共有について[n=244]

個人情報を関係機関や団体で共有することについて、「平常時から共有すべきである」117件(48.0%)と「災害時など必要な場合に限り、共有すべきである」116件(47.6%)がほぼ同数の回答を得ている。その他の意見では「必要時の共有にとどめておく」「本人の許可があれば共有できると思う」等の意見が挙げられた。

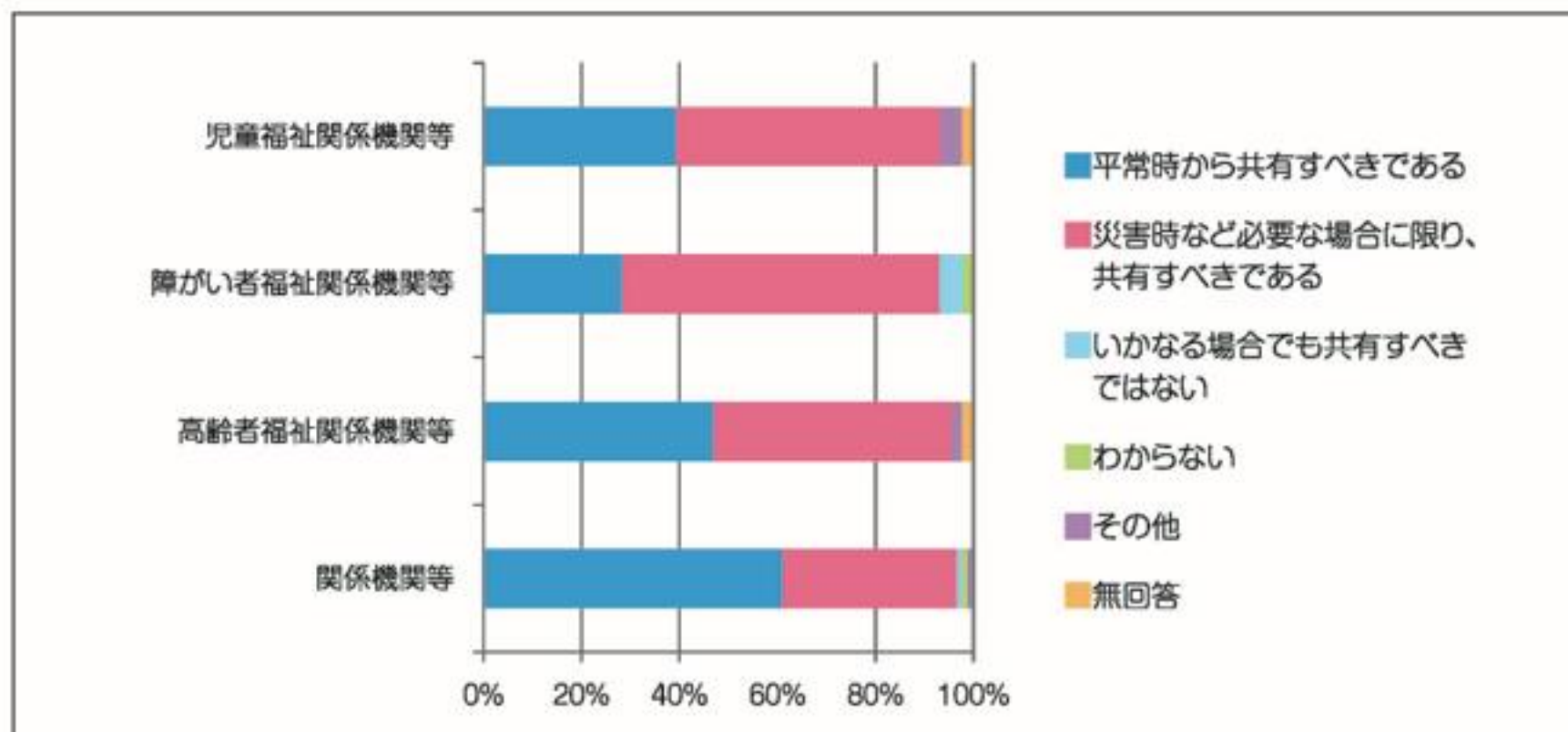


図15 属性別クロス

問10を属性ごとに比較すると障がい者福祉関係機関等と児童福祉関係機関等の回答は「災害時など必要な場合に限り、共有すべきである」の割合が最も多い。関係機関等に関しては「平常時から共有すべきである」が最も多く、60%以上の割合である。また、図16のように、関係機関等のうちの民生委員・児童委員のみに限定すると、78%が「平常時から共有すべきである」と回答している。ここから、普段個人情報扱う民生委員・児童委員にとって、特に情報の共有を行う必要性が高いことが示唆される。

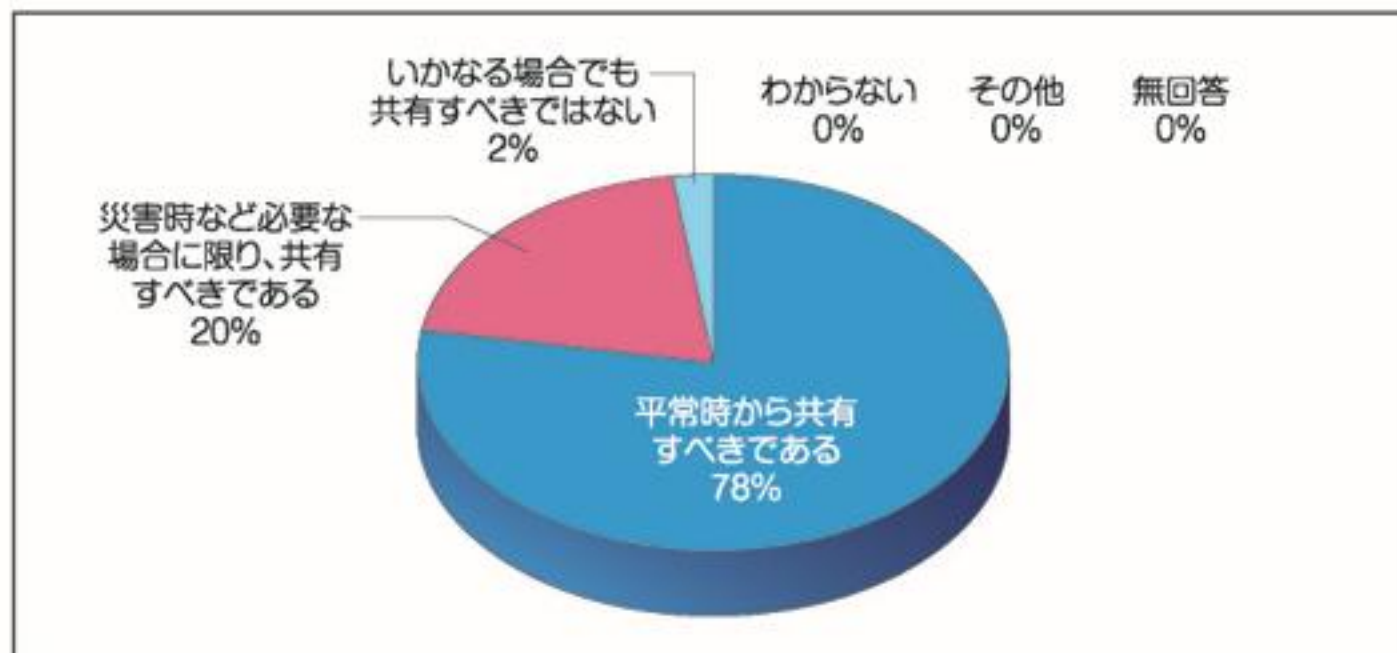


図16 個人情報を共有することについて（民生委員・児童委員のみ）

問11. 問10で「ア. 平常時から共有すべきである」「イ. 災害時など必要な場合に限り、共有すべきである」と答えた方に質問いたします。市や社会福祉協議会が把握する個人情報共有するうえで望ましい関係機関や団体はどこだと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

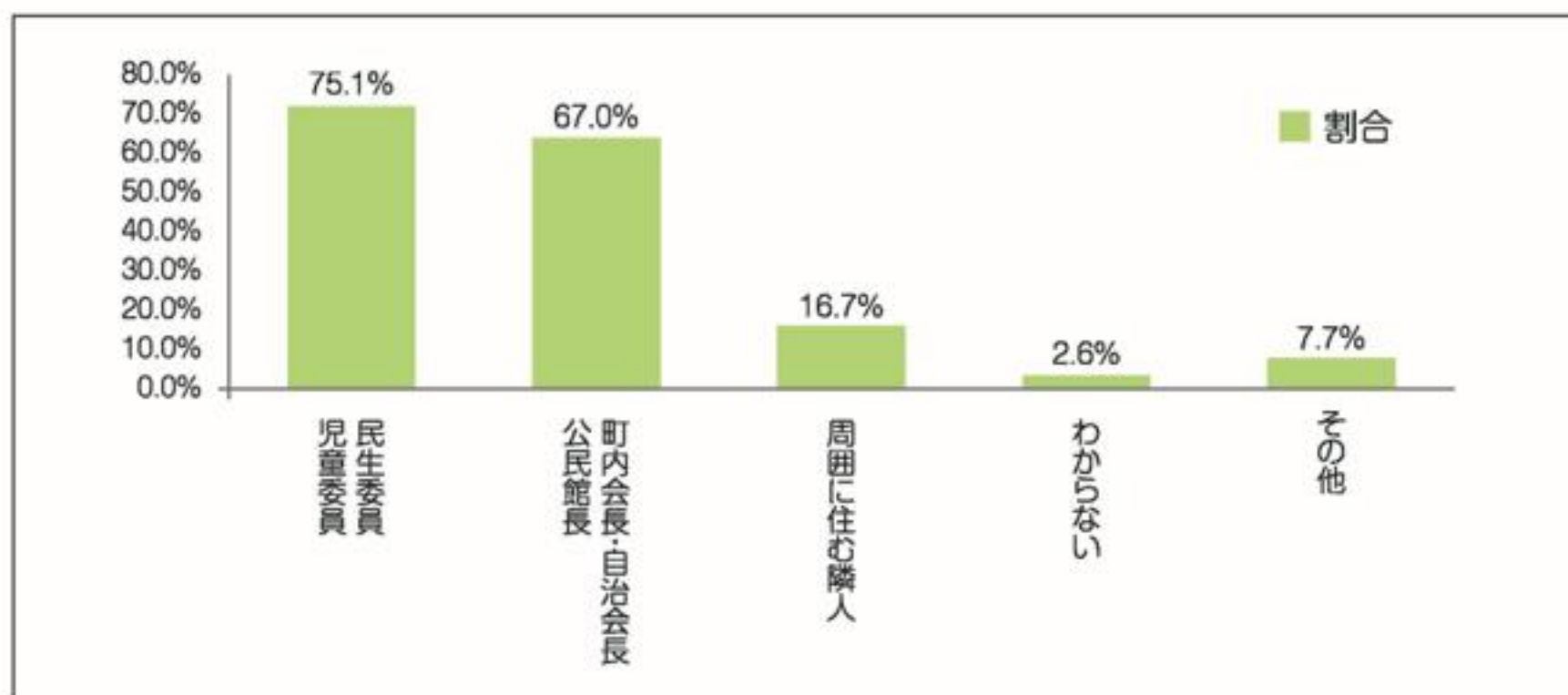


図17 市や社協の情報を共有する上で望ましい団体[n=233]

問10でア・イと答えた233件の内、市や社協の情報を共有する上で望ましい団体に「民生委員・児童委員」175件(75.1%)を上げている。また「町内会長・自治会長・公民館長」156件(67.0%)も同様に高い数値を示している。その他の意見としては「市・社協のみで管理し、非常事態のみに町内会や民生委員で開示共有」「公的な会議などで民生委員・児童委員も支援を行っているメンバーであれば可」「地域の医療機関・教育機関」「介護保険事業所など」「医療機関・警察・消防等災害時に活動を必ずする機関」「警察・消防署・病院」などがあげられた。

問12. 少子・高齢化の進行や働き方などの生活様式の変化に伴って地域社会や家庭の様相は大きく変容すると共に、孤立死や自殺、ひきこもりなどの社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法、権利擁護の問題など、地域における生活課題は深刻化しています。それらの問題に総合的に対応し、佐世保市の地域福祉を推進していくために、その拠点となる施設が必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。また、必要だと思わないと答えた方については、その理由をお書きください。

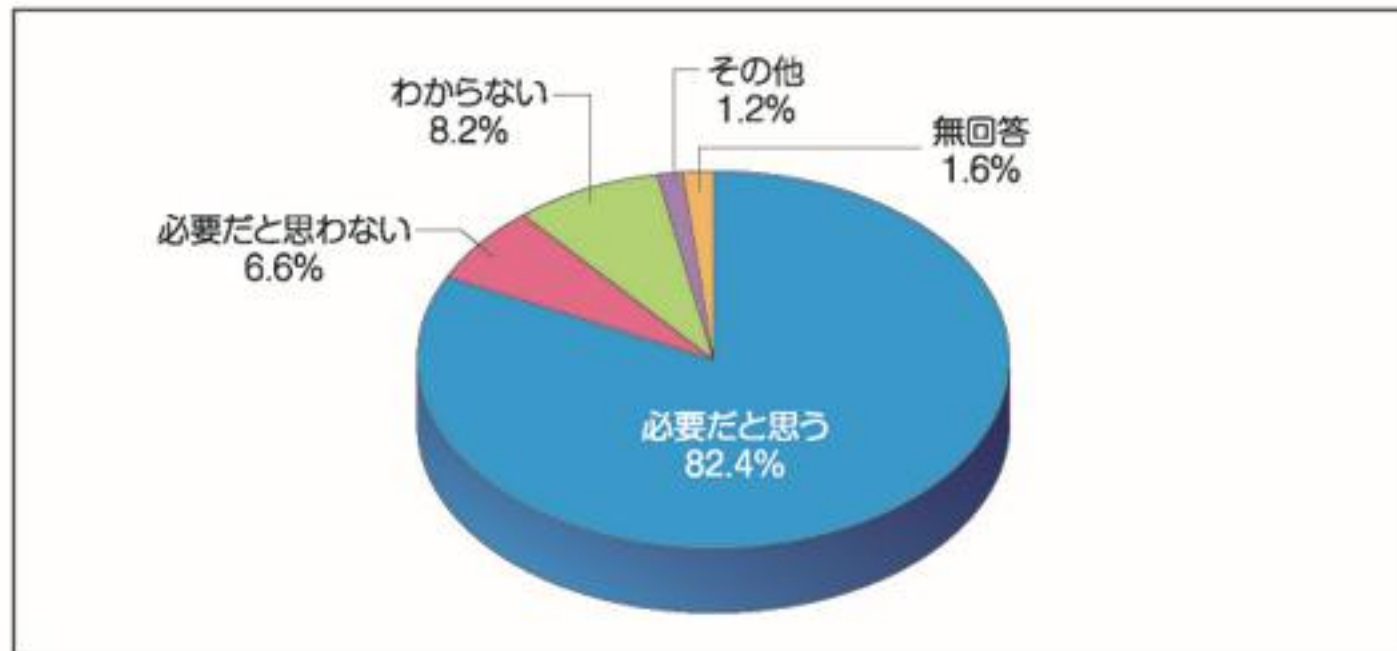


図18 地域福祉を推進する拠点となる施設[n=244]

地域福祉を推進する拠点となる施設の必要性について201件(82.4%)が「必要だと思う」と回答している。「必要だと思わない」と回答した人は16件であり、全体の6.6%であった。

「必要だと思わない」の理由としては「現在ある公民館などを利用すればよい」「今ある施設だけで対応できるのでは」というような現状維持の意見や、「既存の施設の目的や役割の見直し」「既存の施設を拡充したり機能を充実させるほうがよい」などの既存施設の機能の充実に関する意見、「施設を設置しても近くは良いが、遠くの地域は利用しにくい」等の地理的な問題に関する意見が挙げられた。

その他の意見としては、「ソフト面の育成と周知に力を入れるべきでは」などが挙げられた。

問13. 問12で「ア. 必要だと思う」と答えた方に質問いたします。拠点となる施設にはどのような役割や機能が必要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んで○をつけてください。

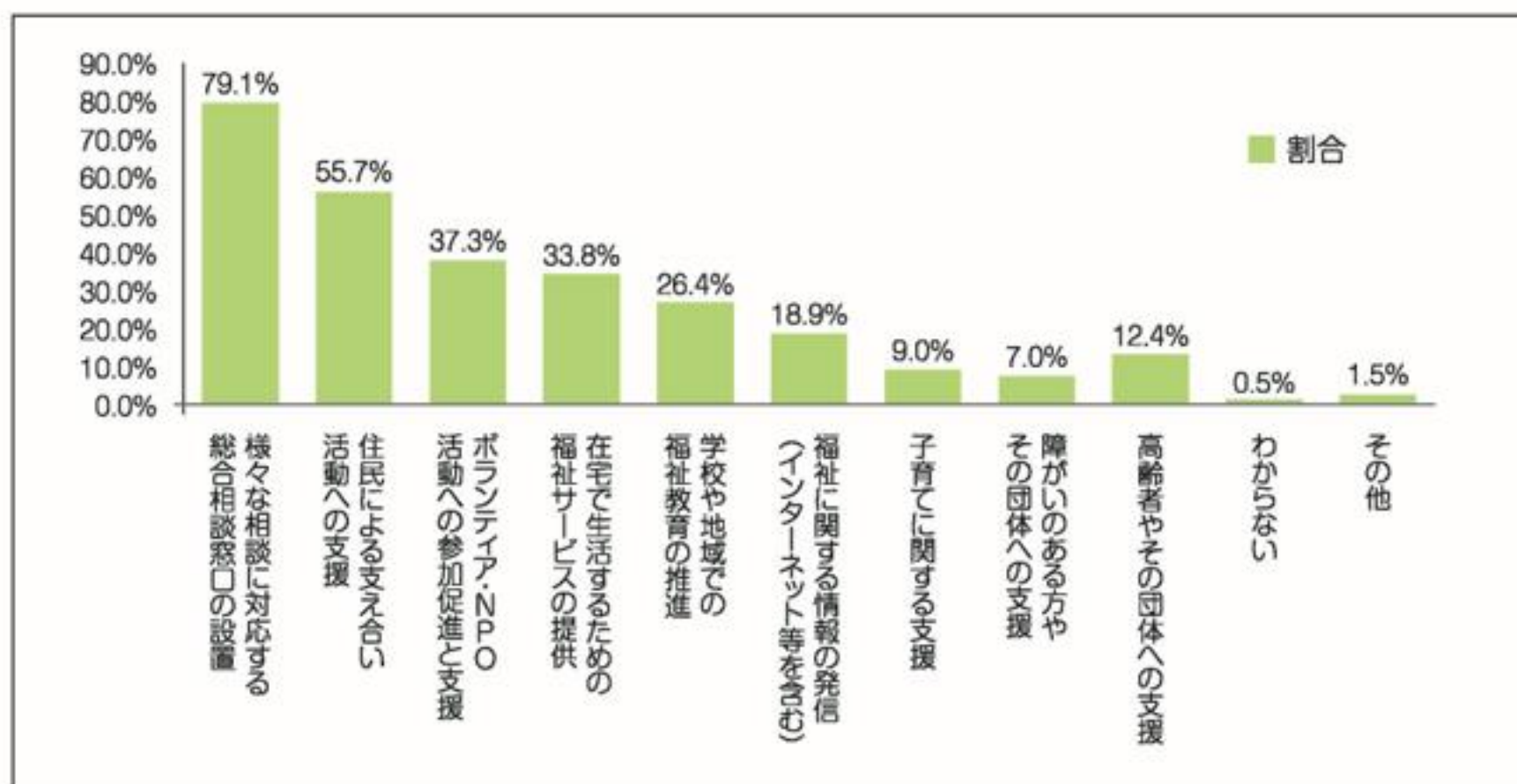


図19 拠点となる施設に必要となる役割や機能[n=201]

拠点となる施設に求められる機能としては、「様々な相談に対応する総合相談窓口の設置」が最も多く159件(79.1%)、次いで「住民による支え合い活動への支援」が112件(55.7%)となっており、どちらも回答者201件の半数以上の回答を得ている。また「ボランティア・NPO活動への参加促進と支援」についても75件(37.3%)、「在宅で生活するための福祉サービスの提供」68件(33.8%)と3分の1以上の回答があっている。その他の意見としては、「サービスを受けられる対象となった場合、自動的に情報の通知を受けられるシステム」との意見が得られた。

問14. あなたは、地域で生活する高齢者や児童、障がい者を含めた地域住民が、地域とのつながりを保ち、孤立しないために、気軽に集まることができる、地域の交流の場が確保されていると思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

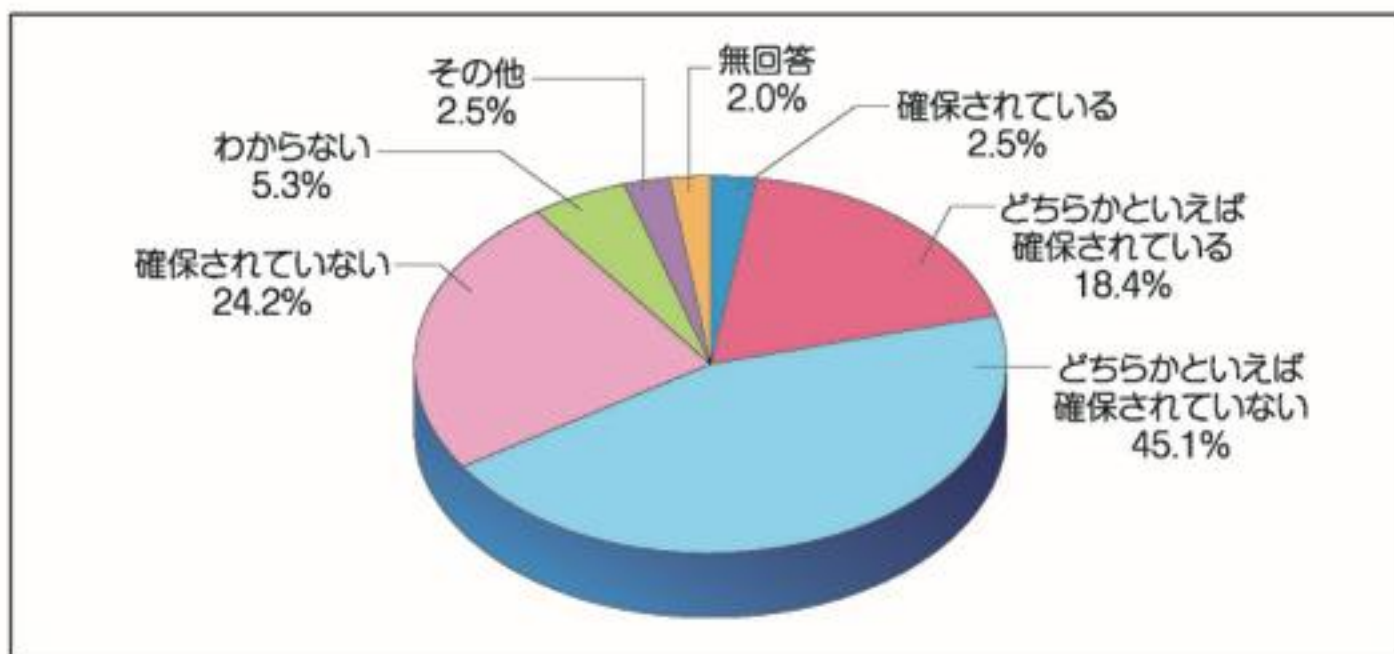


図20 地域交流の場[n=244]

気軽に集まることができる地域交流の場については、「どちらかといえば確保されていない」が最も多く110件(45.1%)、次いで「確保されていない」が59件(24.2%)となっている。「確保されている」6件(2.5%)、「どちらかといえば確保されている」45件(18.4%)から、約20%は確保されていると感じている。その他の意見としては、「確保されている地域とそうでない地域がある」「市内において地域格差がある」との意見が挙げられた。

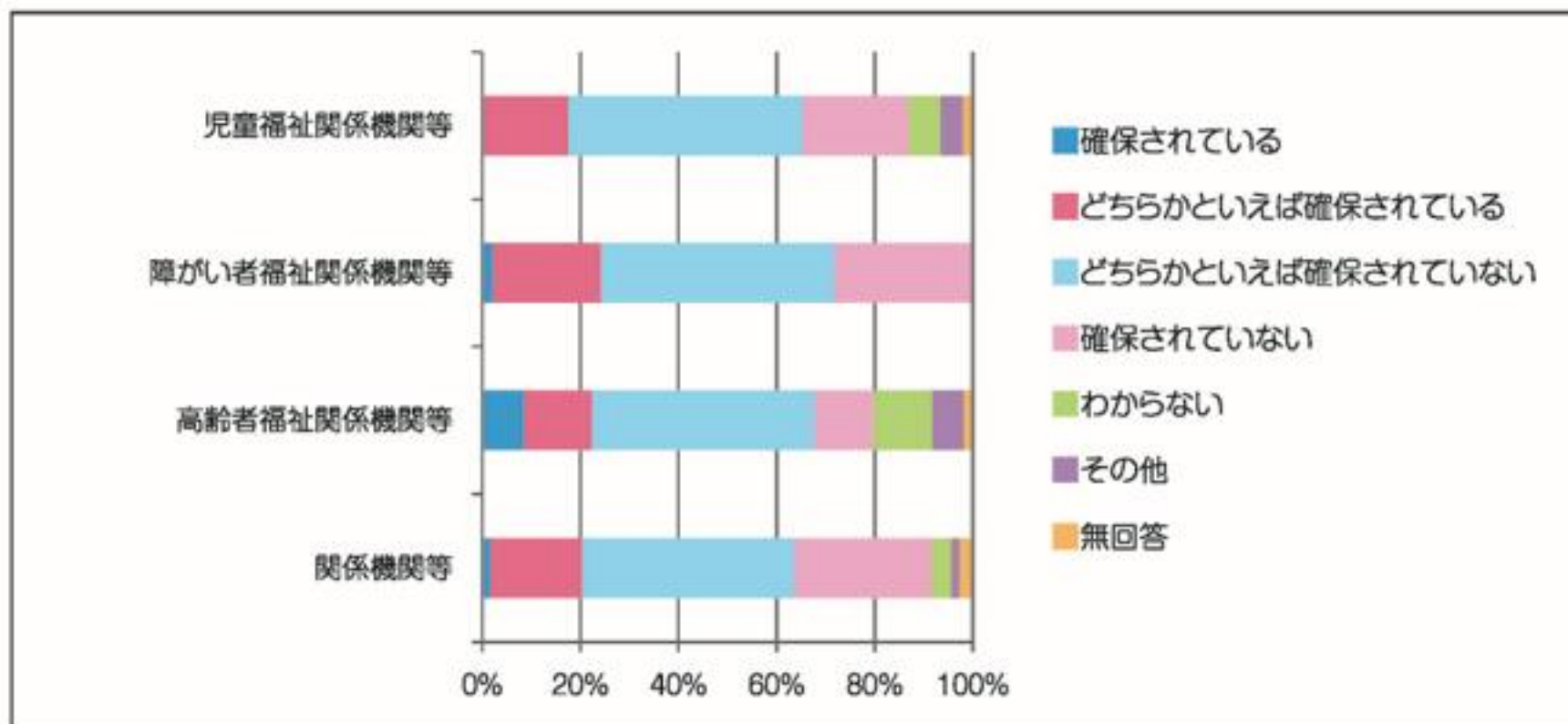


図21 属性別クロス

問14を属性別に見ると、「どちらかといえば確保されていない」と回答した割合は全ての調査対象で同じような結果が得られた。高齢者福祉関係機関等については他の調査対象と比べると「確保されている」という回答率が若干高く、その分「確保されていない」の回答の割合は低くなっている。

問15. あなたは商店街の空き店舗や空き家等を活用し、地域の身近な場所に住民が気軽に集まり食事を一緒に食べたり世間話ができるような地域住民のよりどころが必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。また、必要だと思わないと答えた方については、その理由をお書きください。

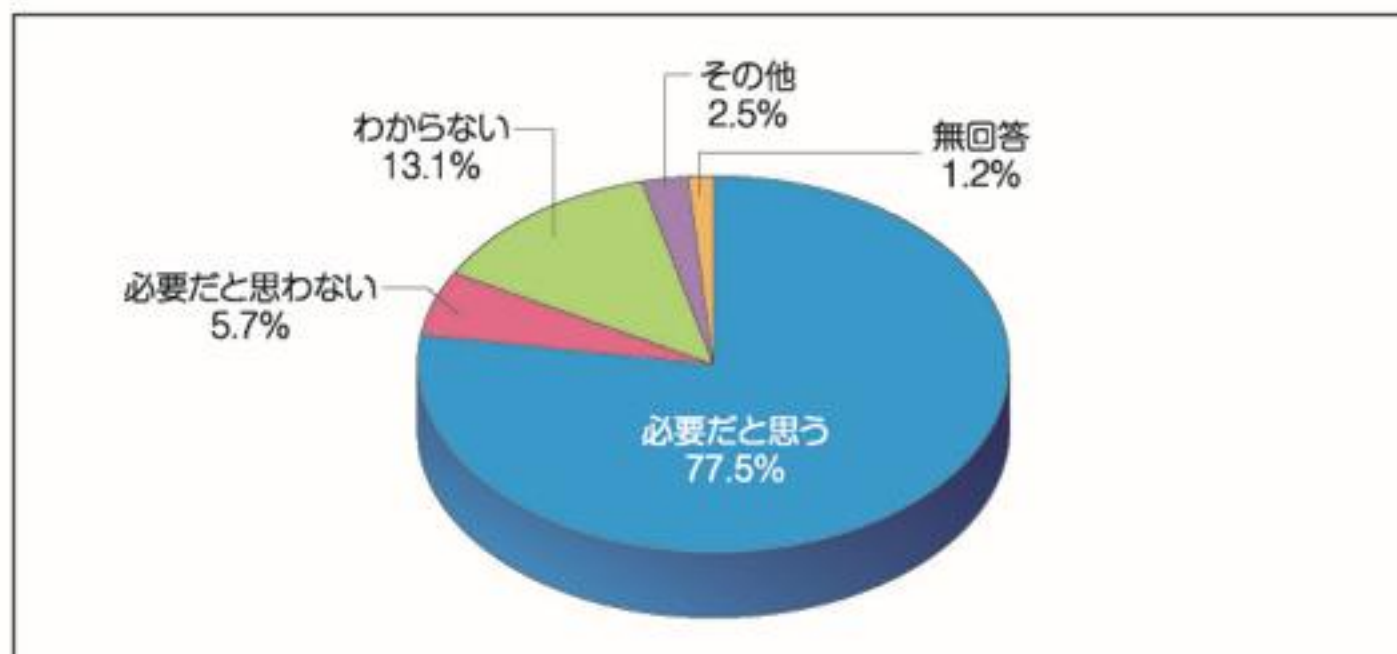


図22 地域のよりどころの必要性[n=244]

地域のよりどころが必要かという質問に対し、189件(77.5%)が「必要だと思う」と回答している。また、図23からも、属性別に大きな変化はみられず、全ての調査対象の70%以上が地域住民のよりどころが必要だと感じている。

「必要だと思わない」14件(5.7%)の理由としては「いいことだと思うが、利用できる人が限られてしまいます」「あればいいと思うが利用される方は限られると思う」「一部の人だけの利用にならないようにルール作りが必要」などの意見が挙げられた。

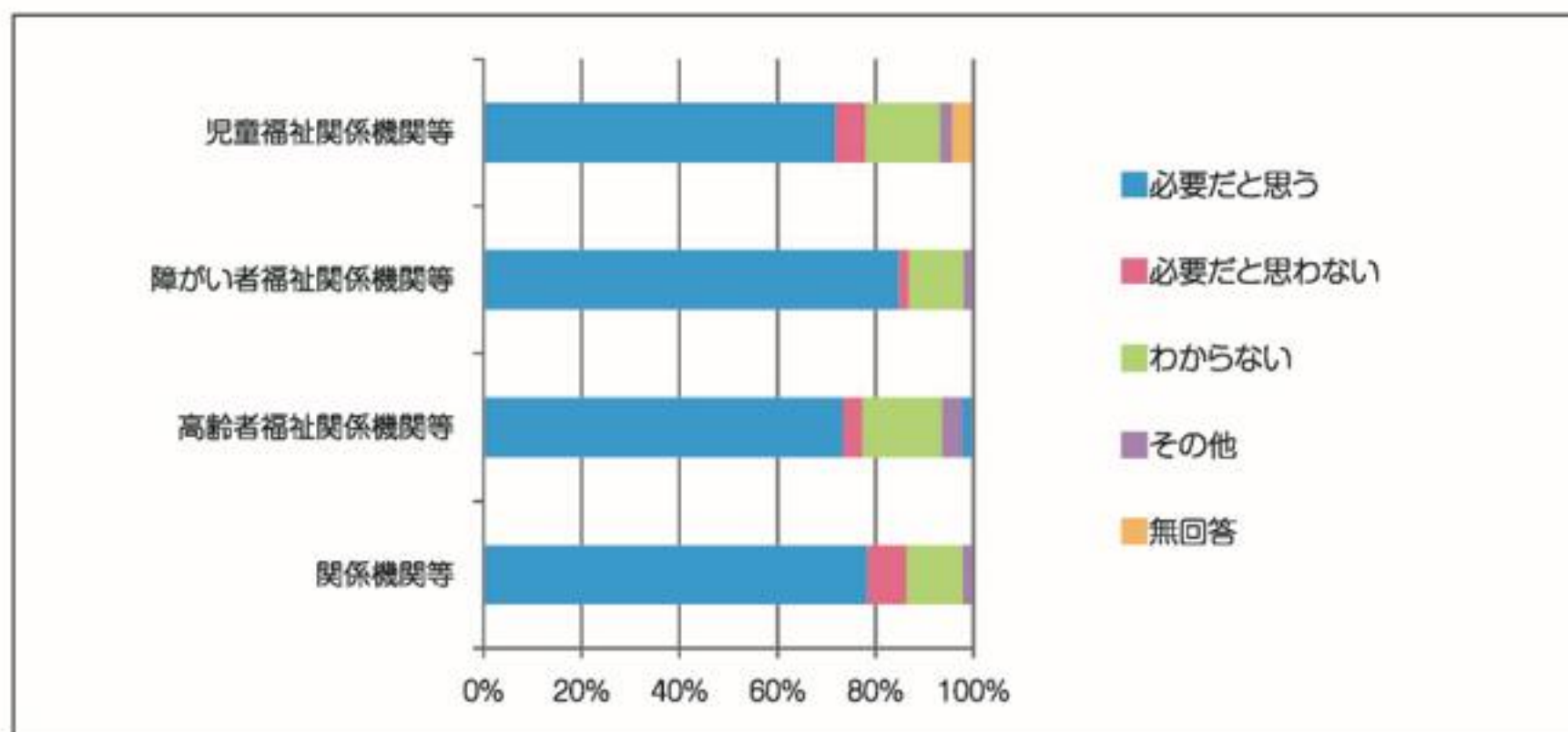


図23 属性別クロス

問16. 高齢者や障がいのある方、子ども等については、市の保健師（児童以外は一部市の地域包括支援センター含む）などが、専門的にその人に必要な支援を考え、また、見守っていきいますが、それ以外の方に対しても、日常生活での見守りなどが必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。また、必要だと思わないと答えた方については、その理由をお書きください。

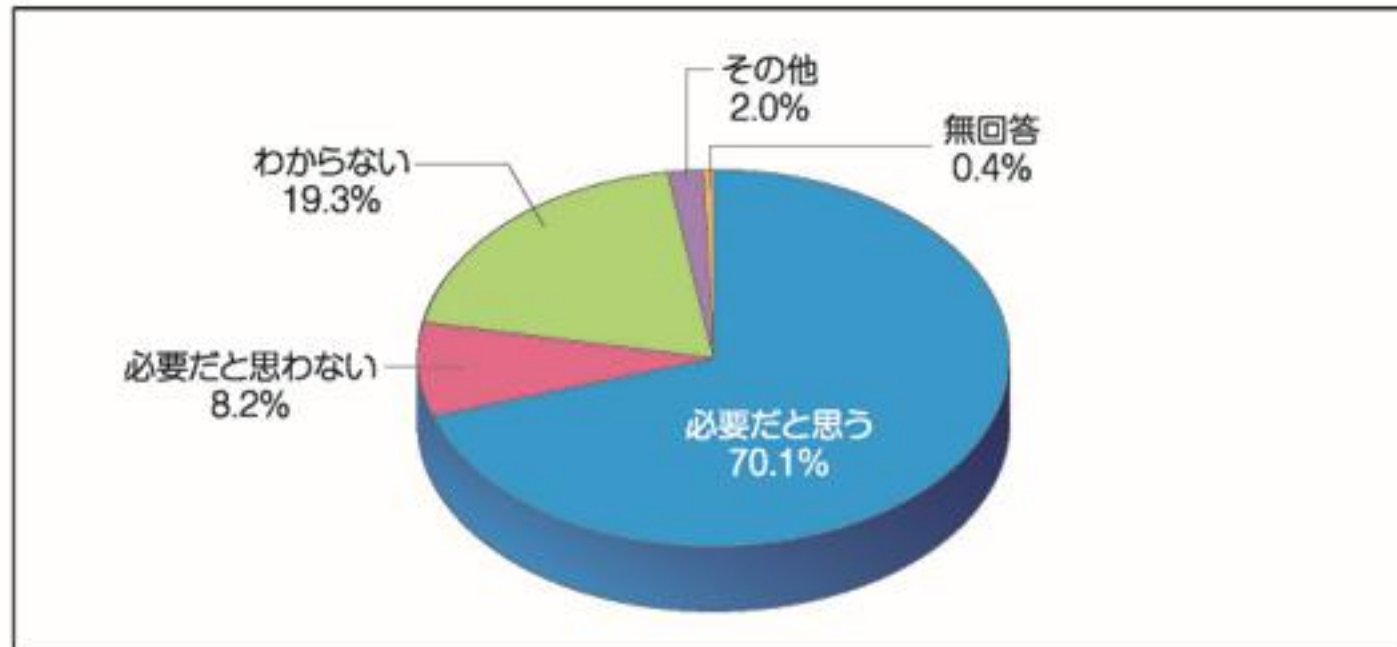


図24 高齢・障がい・児童以外の方の見守りの必要性[n=244]

高齢者・障がいのある方・児童以外の見守りの必要性については、171件(70.1%)が「必要だと思う」、20件(8.2%)が「必要だと思わない」と回答しており、図25のように属性別に比較しても60%以上が「必要だと思う」と回答している。

「必要だと思わない」の理由としては、「高齢者のことにしても、その子供たちがもっと自分の親を心配してほしい」「何から何までお世話することには反対です」「自己責任」「生きる力を持ち自分で乗り越えることも必要だと思う」等の家族や自分自身の力も重要であるとの意見が得られた。また「それ以外の方の見守りがなぜ必要なのでしょう」「それ以外の方の見守りというのが、対象者がはっきり判らない」「それ以外がどういう方かわからない」など、見守りの対象者がイメージできないという意見もみられた。その他の意見としても「それ以外の方について具体的にわからない」「対象が誰のことをさしているのか分からない」等の同様の意見が挙げられた。

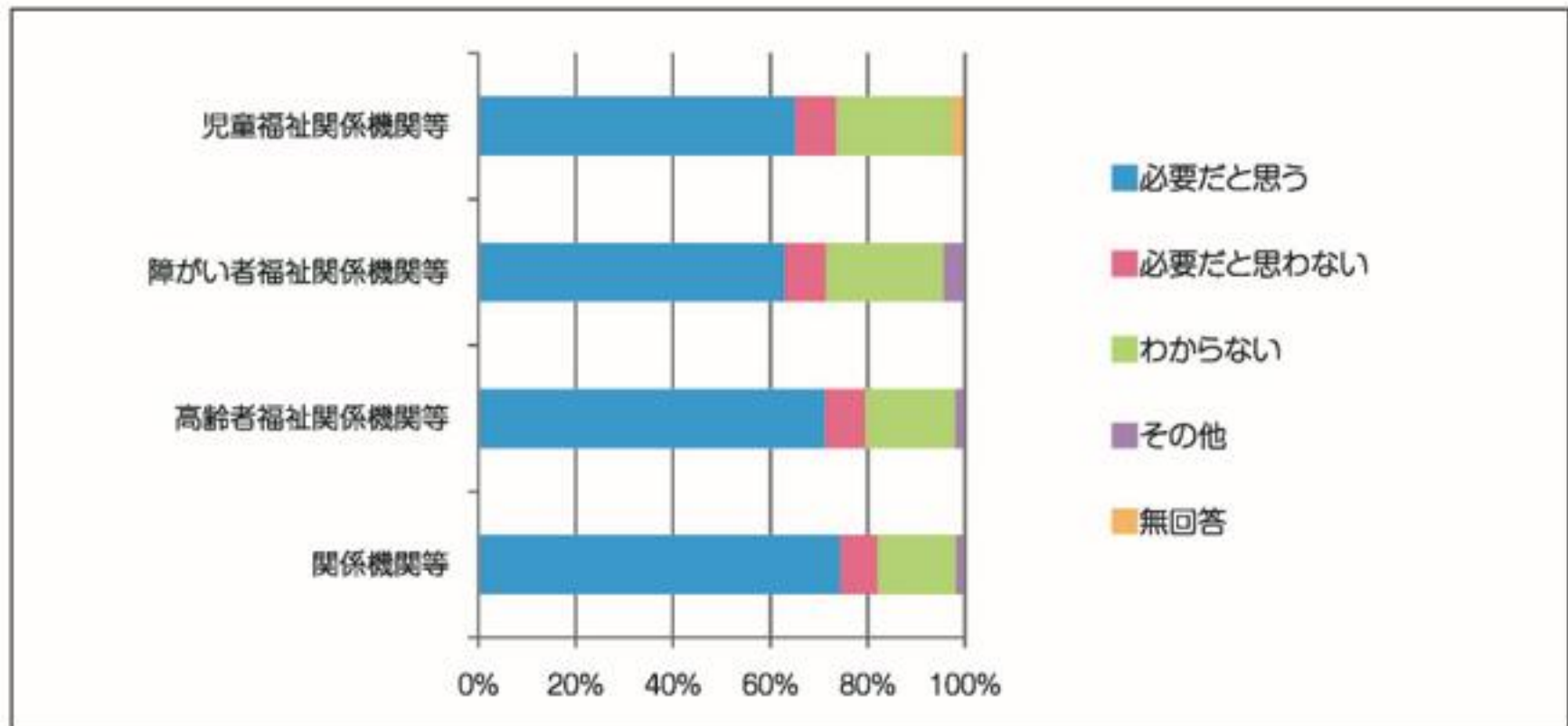


図25 属性別クロス

問17. 問16で「ア. 必要だと思う」と答えた方に質問いたします。高齢者や障がいのある方、子ども以外で、日常生活での見守りなどが必要な方には、どのような方がいると考えられますか。あなたの日頃の活動の中で、こういう方に見守りなどがあれば助かる、という方について、あなたの考えを端的にお書き下さい。(例: 経済的に困窮している方、病院から退院できる状態にあるが身寄りがない方、など)

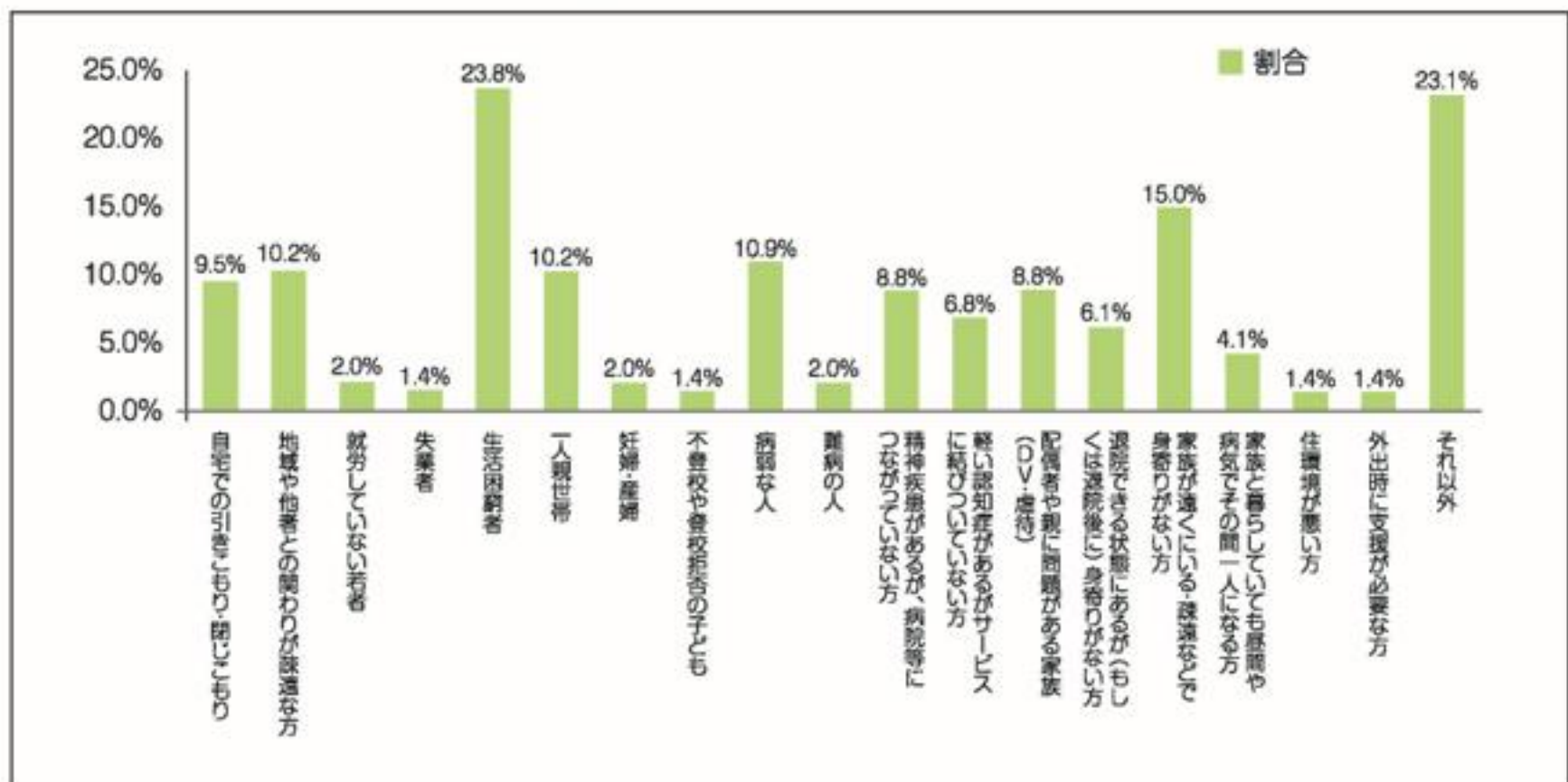


図26 日常生活での見守りなどが必要な方【n=147】

問17の質問に対し「生活困窮者」と答えた方が最も多く35件(23.8%)となっている。ついで、「家族が遠くにいる・疎遠などで身寄りがない方」22件(15.0%)、「病弱な方」16件(10.9%)、「地域や他者との関わりが疎遠な方」15件(10.2%)、「一人親世帯」15件(10.2)%の順であった。また、見守りが必要な方の傾向を探るため、類似回答を分野ごとにカテゴリー化し検証を行うと、以下のような結果になった。

- ①「自宅での引きこもり・閉じこもり」と「地域や他者との関わりが疎遠な方」は【他者との繋がりに関する分野】
- ②「就労していない若者」「失業者」「生活困窮者」は【就業・困窮に関する分野】
- ③「一人親世帯」「妊婦・産婦」「不登校や登校拒否の子ども」は【子育て・児童に関する分野】
- ④「病弱な方」「難病の人」「精神疾患があるが、病院等につながついていない方」「軽い認知症があるがサービスに結びついていない方」は【病気に関する分野】
- ⑤「配偶者や親に問題がある家庭(DV・虐待)」は【家庭環境に関する分野】
- ⑥「退院できる状態にあるが(もしくは退院後に)身寄りがない方」「家族が遠くにいる・疎遠などで身寄りがない方」「家族と暮らしていても昼間や病気でその間一人になる方」は【家族との繋がりに関する分野】
- ⑦「住環境が悪い方」は【住環境に関する分野】
- ⑧「外出時に支援が必要な方」は【外出に関する分野】
- ⑨「それ以外」は【それ以外】

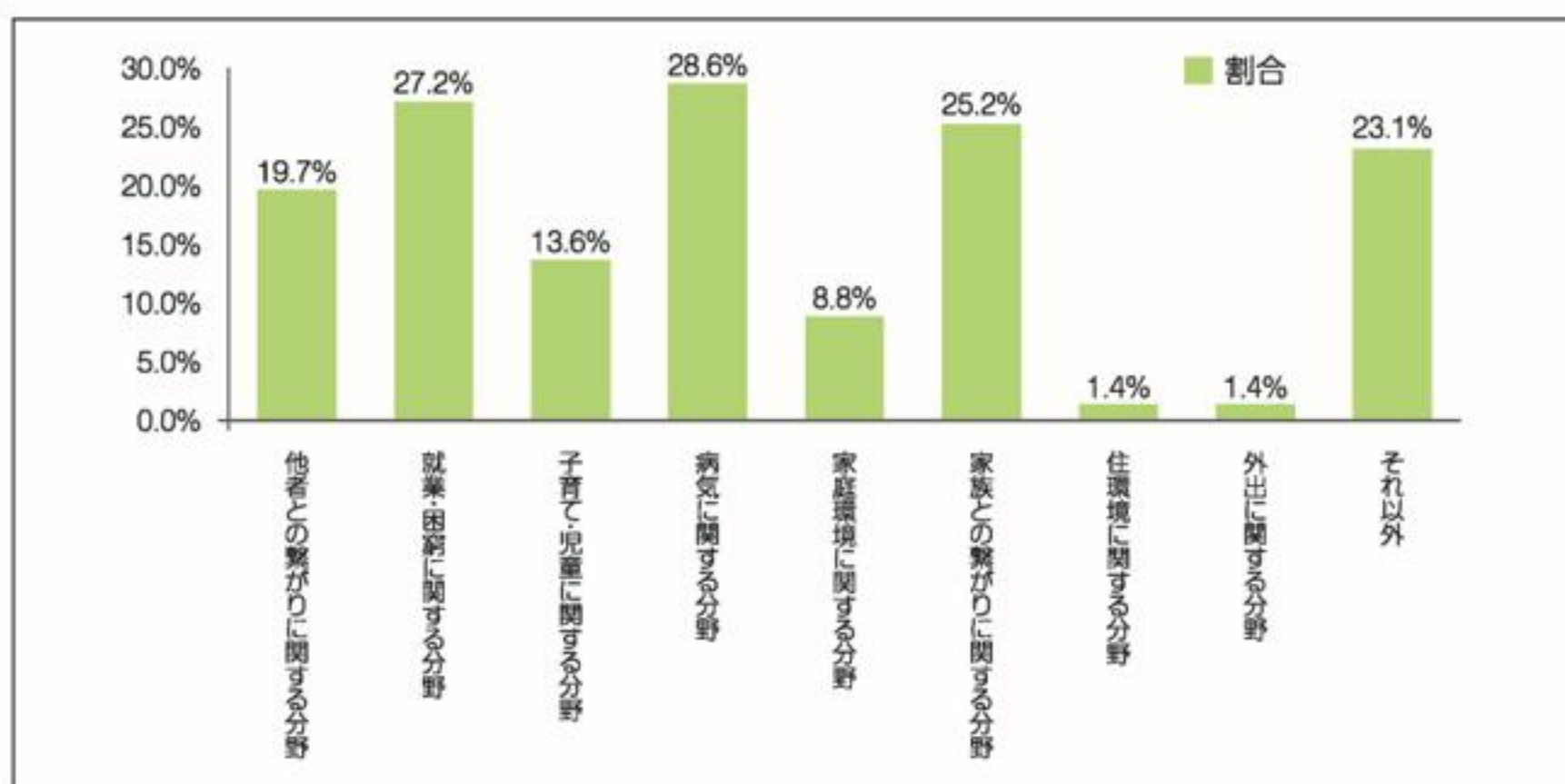


図27 日常生活での見守りなどが必要な方(カテゴリー別)【n=147】

見守りを必要としている人をカテゴリー化して分類すると、【病気に関する分野】【就業・困窮に関する分野】【家族との繋がりに関する分野】の対象について、見守りの必要性が高いといえる。

ここから、家庭内で疾病や精神疾患、認知症などの状態にある方をいち早く発見するためのシステムづくり、発見後の迅速な情報伝達や関係機関との共有、普段からの見守り体制の構築、家族や地域住民が気軽に話せる相談者や相談窓口が必要であるといえる。

【就業・困窮に関する分野】や【家族との繋がりに関する分野】においても同じことがいえるが、これらに関しては、金銭や家族関係などの情報が絡んでいるため、当事者から他者に対しても比較的相談しにくく、発見も困難であると考えられる。またプライバシー等からも第三者が介入しにくいいため、特に潜在化しやすい問題といえる。

今回のアンケートから、地域における高齢・障がい・子ども以外の見守りが必要な方には、他者に相談しにくい問題を抱えた方や、他者とのつながりが希薄化傾向にある方、第三者からは発見しにくい問題を抱えた方など、表面化しにくいケースが多いことが明らかになった。同時に、見守りの体系化よりも、見守りを必要としている方を発見するためのシステムづくりや相談しやすい体制の整備が急務であるといえる。

問18. 問16で「ア. 必要だと思う」と答えた方に質問いたします。このような場合、専門的技術を要するいわゆるケアマネジメントではなく、日常生活での見守りなどの役割を担う方は誰だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

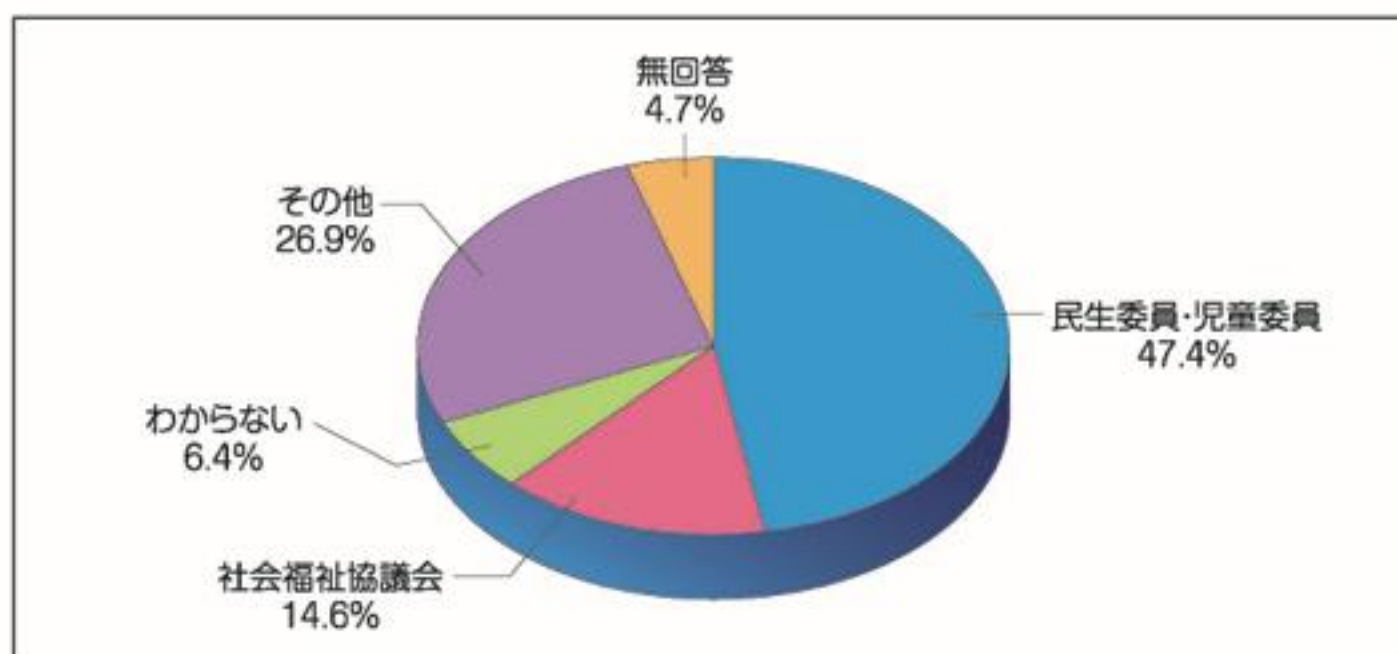


図28 見守りなどの役割を誰が担うか[n=171]

日常生活の見守りなどの担う役割としては「民生委員・児童委員」が最も多く81件(47.4%)であり、次いで「社会福祉協議会」が25件(14.6%)となっている。

図29から分かるように、その他の回答としては、「地域全体で見守るような社会」「近隣の人」「近所に住む人」などの地域住民という意見や「NPO・ボランティア」「老人クラブの会員等」などの既存の各種団体、「民生委員・町内会・近隣相互での連携」「民生委員・児童委員を中心とした近隣住民のチーム」などの各種団体との連携やネットワークの必要性などが挙げられた。

またそれ以外の意見として「福祉サポーターなど」「行政指導でケアマネジメントをしていないケアマネの方」「民生委員だけでは大変だと思う。地域にそういう方が数名いればいいと思う」「家族」「子育てを終えた地域の主婦」「世話することが好きな方」等の意見が挙げられた。

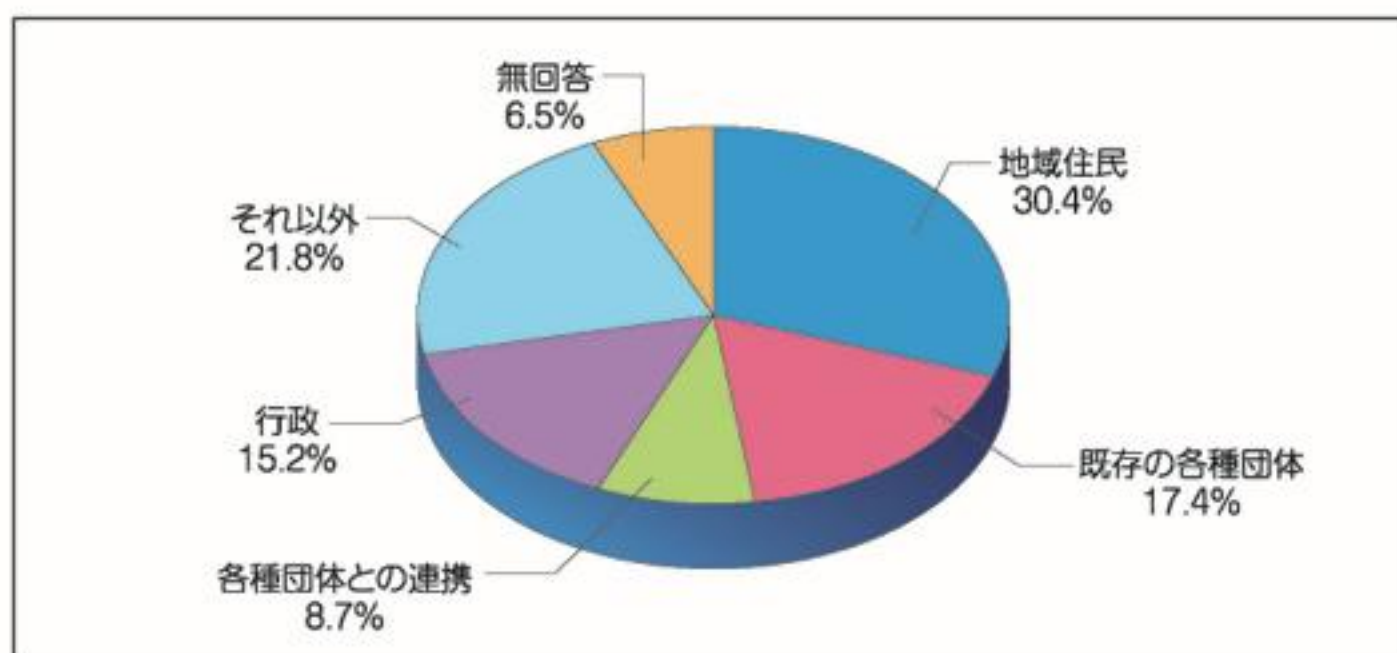


図29 問18その他回答内訳[n=46]

問19. 民生委員・児童委員の方のみにお伺いいたします。

現在、佐世保市では、災害時に支援が必要な人が事前に登録する「災害時要援護者登録制度」や、日頃から近隣住民が見守り安否確認を行う「ふれあいネットワーク」など目的は異なりますが、対象となる方や把握する情報が類似する事業が存在します。そのような事業でそれぞれ把握した情報の取扱いについて、今後どのようにすべきだと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

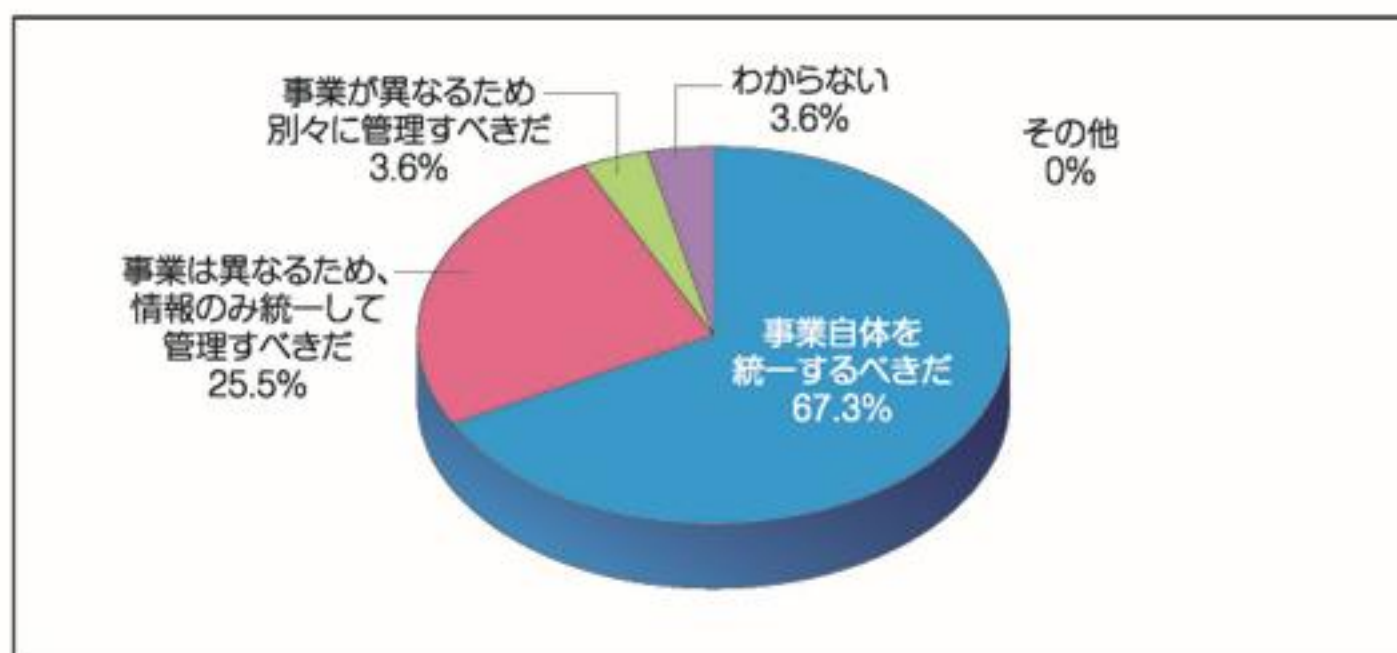


図30 類似情報の共有について[n=55]

類似する事業の情報の取り扱いについて民生委員55名に質問を行ったところ、「事業自体を統一すべきだ」が最も多く37件(67.3%)であった。次いで「事業は異なるため、情報のみ統一して管理すべきだ」が14件(25.5%)であった。

P172の問20からP175の問24は、高齢者福祉関係機関等の方のみを対象に高齢者福祉に関する分野の質問を行い、回答を得た。

問20. 現在、介護保険制度の普及や各種サービスの多様化により、支援を必要とする高齢者も地域での生活が可能となってきました。しかし、地域の中には、介護保険等の公的サービスだけでは対応することが出来ない問題を抱えた高齢者もいらっしゃいます。あなたは、そのような高齢者が抱える問題にはどのようなものがあると思いますか。問題と思われるものから順に、3つまでご記入ください。

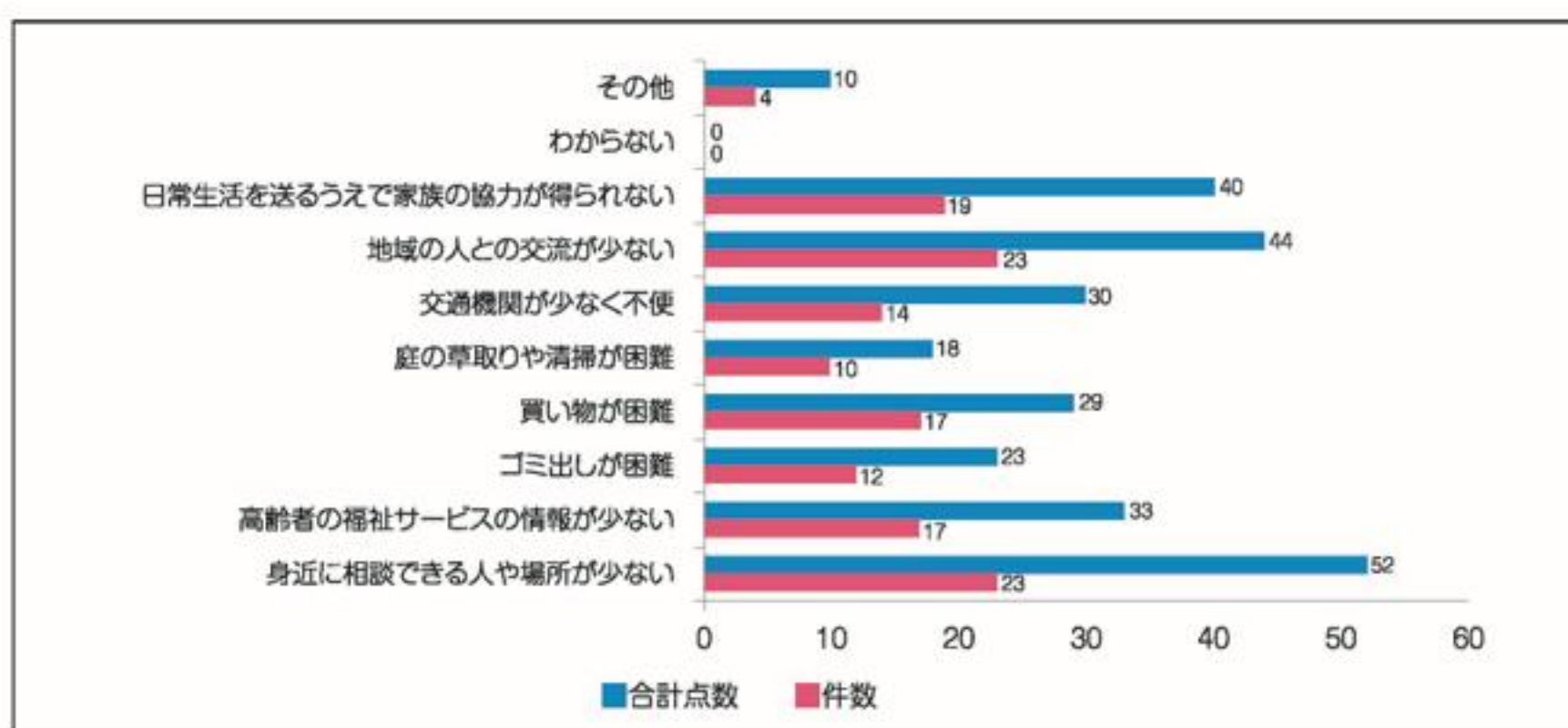


図31 公的サービスでは補えない高齢者が抱える問題[n=49]

公的サービスでは補うことが出来ない高齢者が抱える問題に対し「身近に相談できる人や場所がない」「地域の人との交流が少ない」が最も多く23件であった。次いで「日常生活を送るうえで家族の協力が得られない」19件となっている。

また、順位ごとに点数化し合計した結果においては、「身近に相談できる人や場所がない」が52点、「地域の人との交流が少ない」44点、「日常生活を送るうえで家族の協力が得られない」が40点となっており、地域との交流よりも、身近に相談できる人や場所の確保の重要性が高いと思われる。その他の回答としては、「介護人事不足問題の解決とそれに伴うスキルの向上」「受診や外出の際の付き添い」「坂道が多く外出がしにくい」などの回答が挙げられた。

問21. あなたは、地域の中で生活するうえで支援が必要な高齢者に対し、住民ができる支援は何だと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

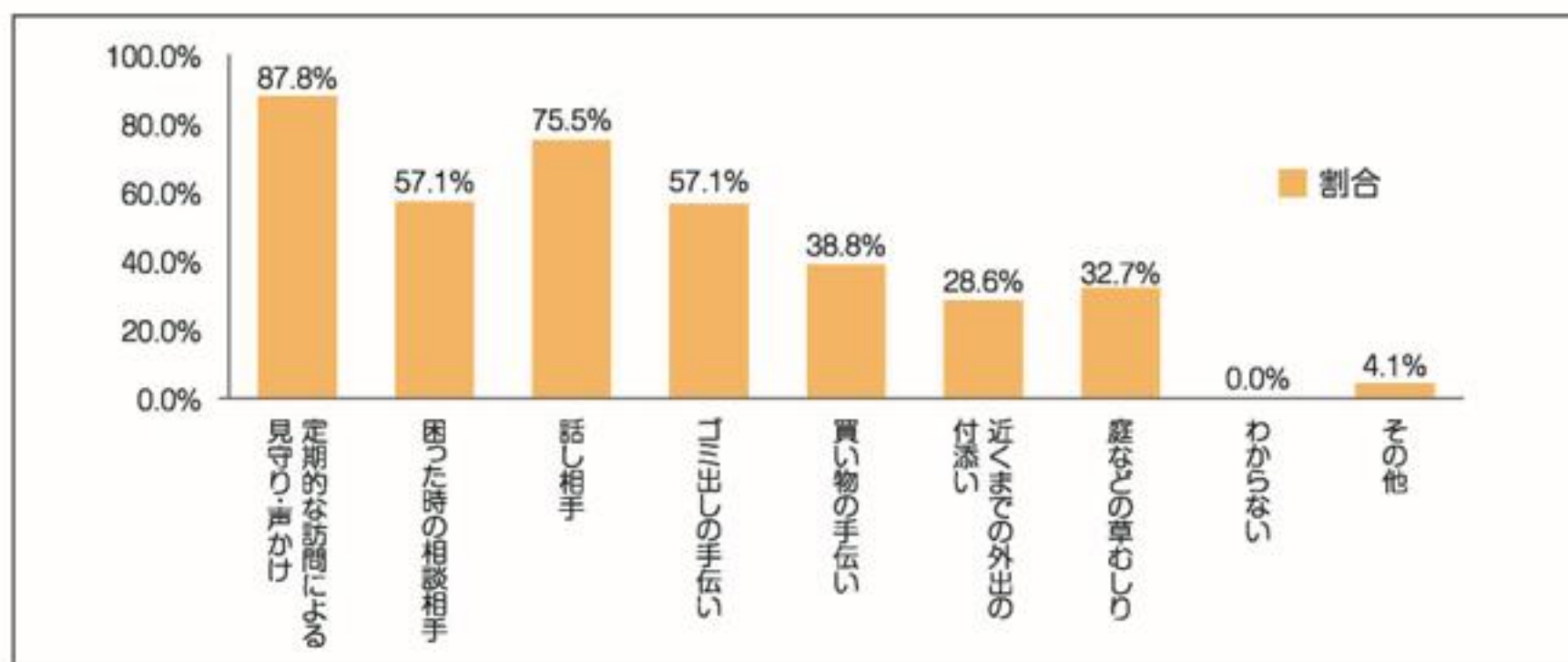


図32 住民が出来る支援[n=49]

住民が出来る支援として最も多い回答を得たのが「定期的な訪問による見守り・声かけ」であり43件(87.8%)であった。次いで「話し相手」37件(75.5%)、「困った時の相談相手」28件(57.1%)「ゴミ出しの手伝い」28件(57.1%)となっている。

問22. あなたは、地域の高齢者が自宅から歩いて行ける場所(公民館など)に気軽に集い、みんなで内容を企画し、ふれあいを通して生きがいづくり・仲間づくりの輪を広げる「ふれあいいきいきサロン」をご存じですか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

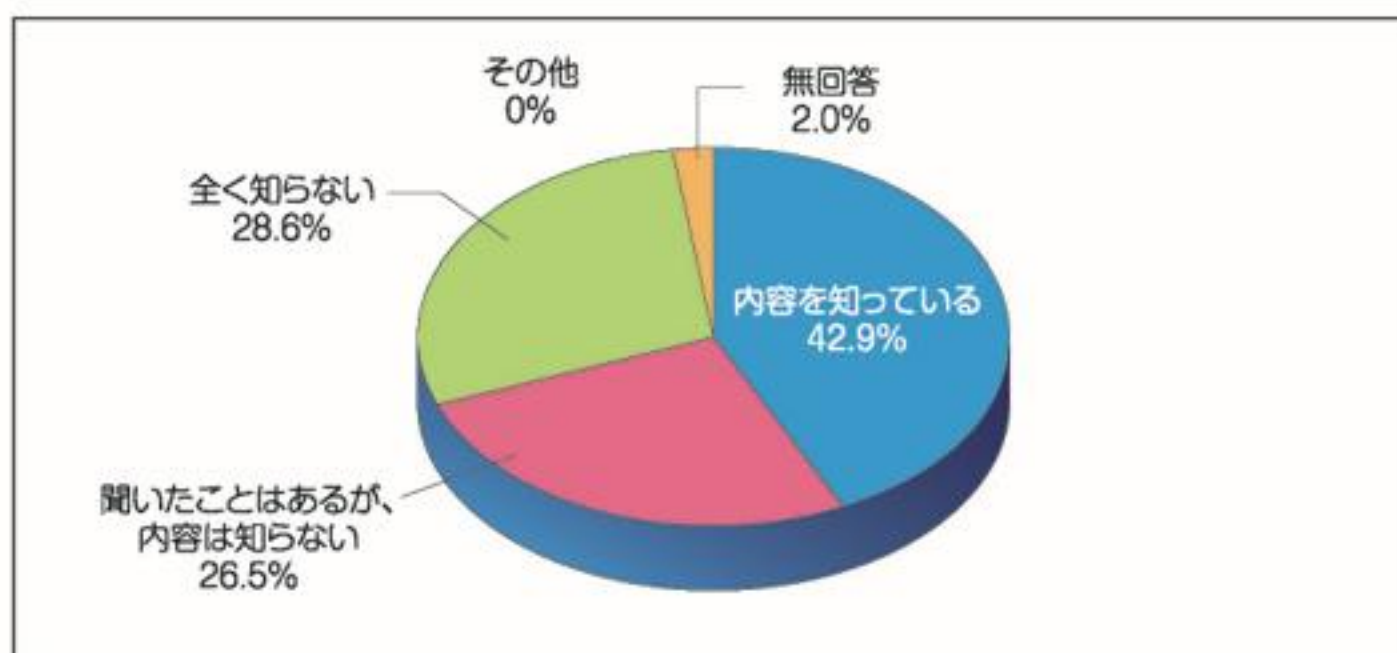


図33 いきいきサロンを知っているか[n=49]

いきいきサロンについては「内容を知っている」が21件(42.9%)、「聞いたことはあるが、内容は知らない」が13件(26.5%)、「全く知らない」が14件(28.6%)となっている。

問23. 問22で「ア. 内容を知っている」と答えた方に質問いたします。「ふれあいいきいきサロン」の活動が活性化するためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

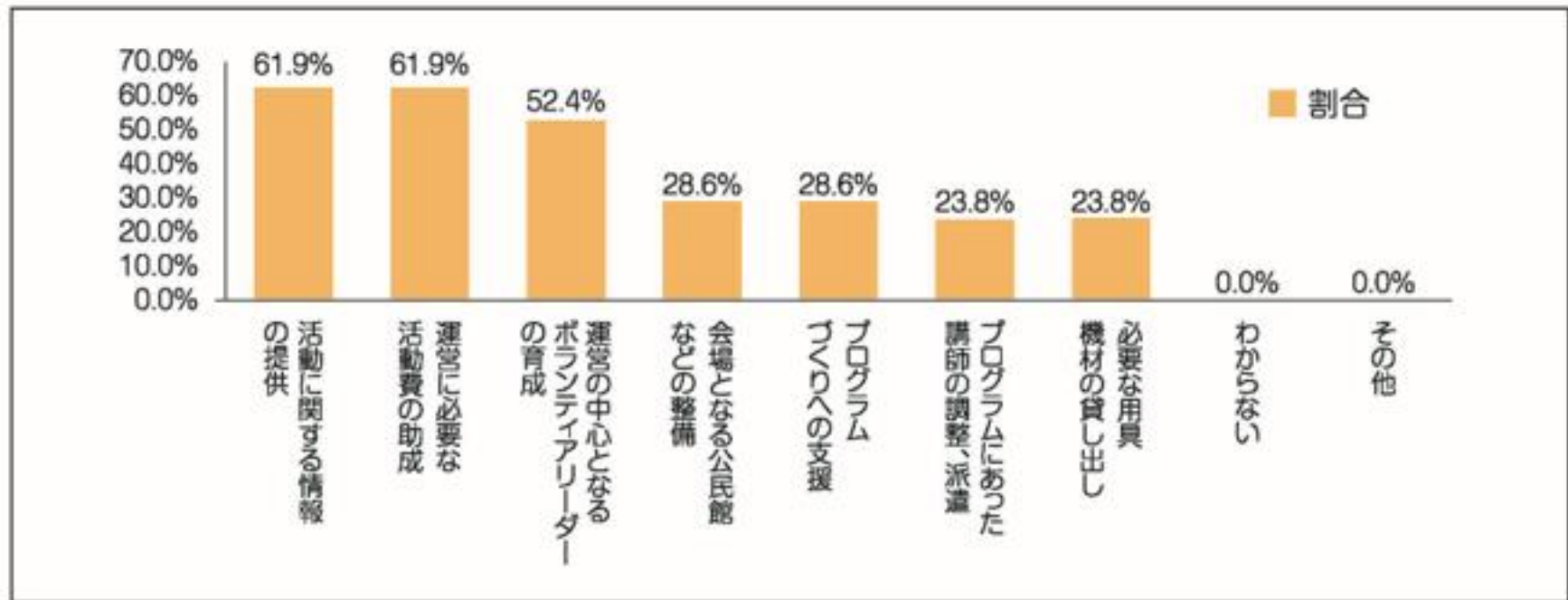


図34 サロンの活動が活性化するためには[n=21]

サロンが活性化するために必要な事として最も意見を集めたのは、「活動に関する情報の提供」13件(61.9%)、「運営に必要な活動費の助成」13件(61.9%)であった。次いで「運営の中心となるボランティアリーダーの育成」11件(52.4%)となっている。

問24. あなたは、支援を必要としている高齢者を地域と連携して支えるために、市や社会福祉協議会にはどのような取組みが必要だと思いますか。あなたの考えをご自由にお書き下さい。

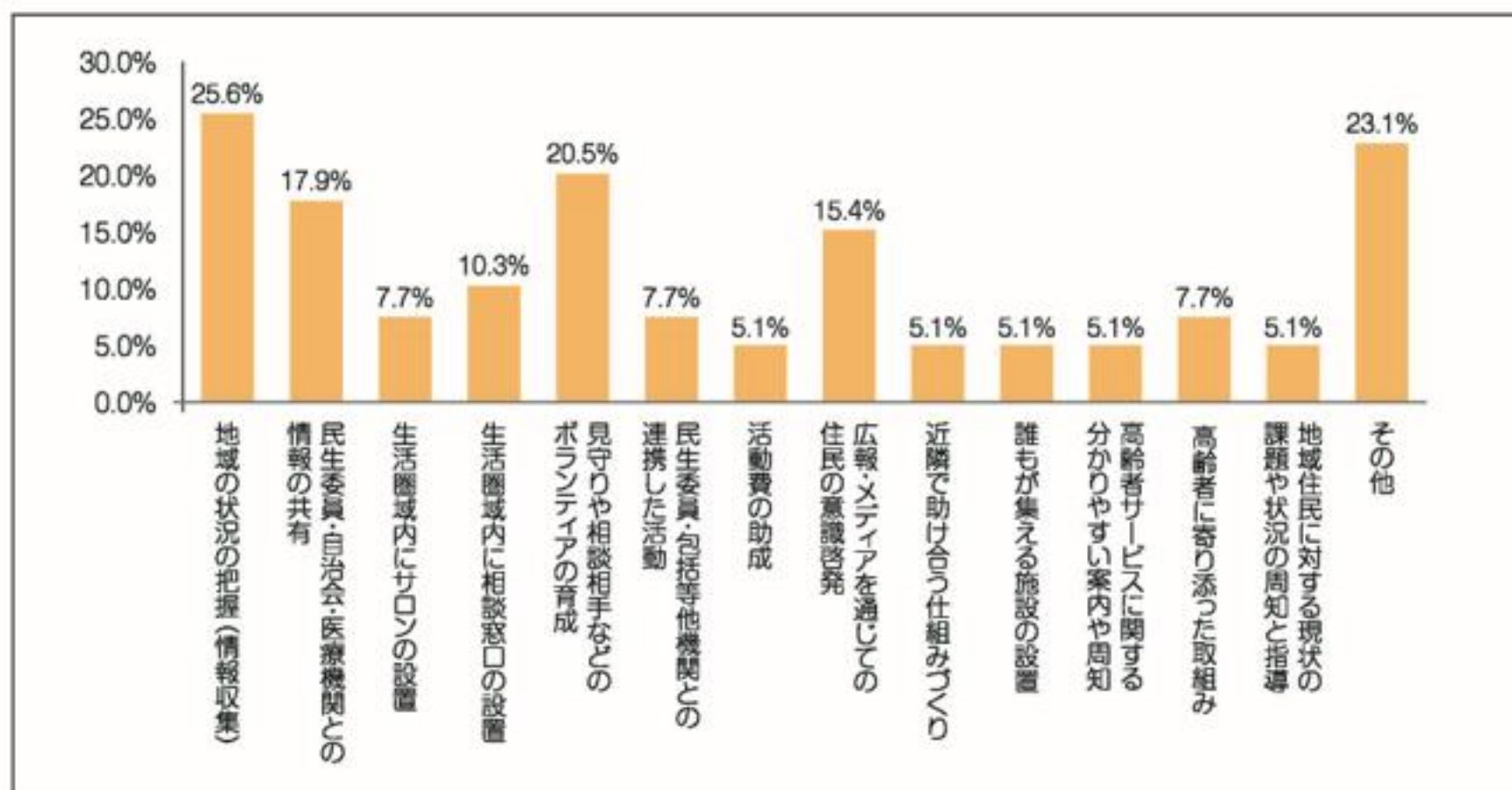


図35 高齢者を地域で支えるために、市や社協に必要なこと【n=39】

問24の質問に対し、「地域の状況の把握(情報収集)」という回答が10件(25.6%)で最も多く、次いで「見守りや相談相手などのボランティアの育成」8件(20.5%)「民生委員、自治会、医療機関との情報の共有」7件(17.9%)、「広報・メディアを通じての住民の意識啓発」6件(15.4%)となっている。

また、今回の意見から、地域住民は「広報・メディアを通じての住民の意識啓発」や、「高齢者サービスに関する分かりやすい案内や周知」のように地域住民に対する取組み、「民生委員、自治会、医療機関との情報の共有」や「民生委員・包括等他機関との連携した活動」のように対他機関との連携的な取組み、「地域の状況の把握(情報収集)」「誰もが集える施設の設置」「活動費の助成」のような制度的な取組み等を求めていることが分かる。

P176の間20からP179の間24は、障がい者福祉関係機関等の方のみを対象に障がい者福祉に関する分野の質問を行い、回答を得た。

問20. あなたは、佐世保市において身体・知的・精神の障がいのある方が地域で生活を送るうえで、どのような問題があると思いますか。問題と思われるものから順に、3つまでご記入ください。

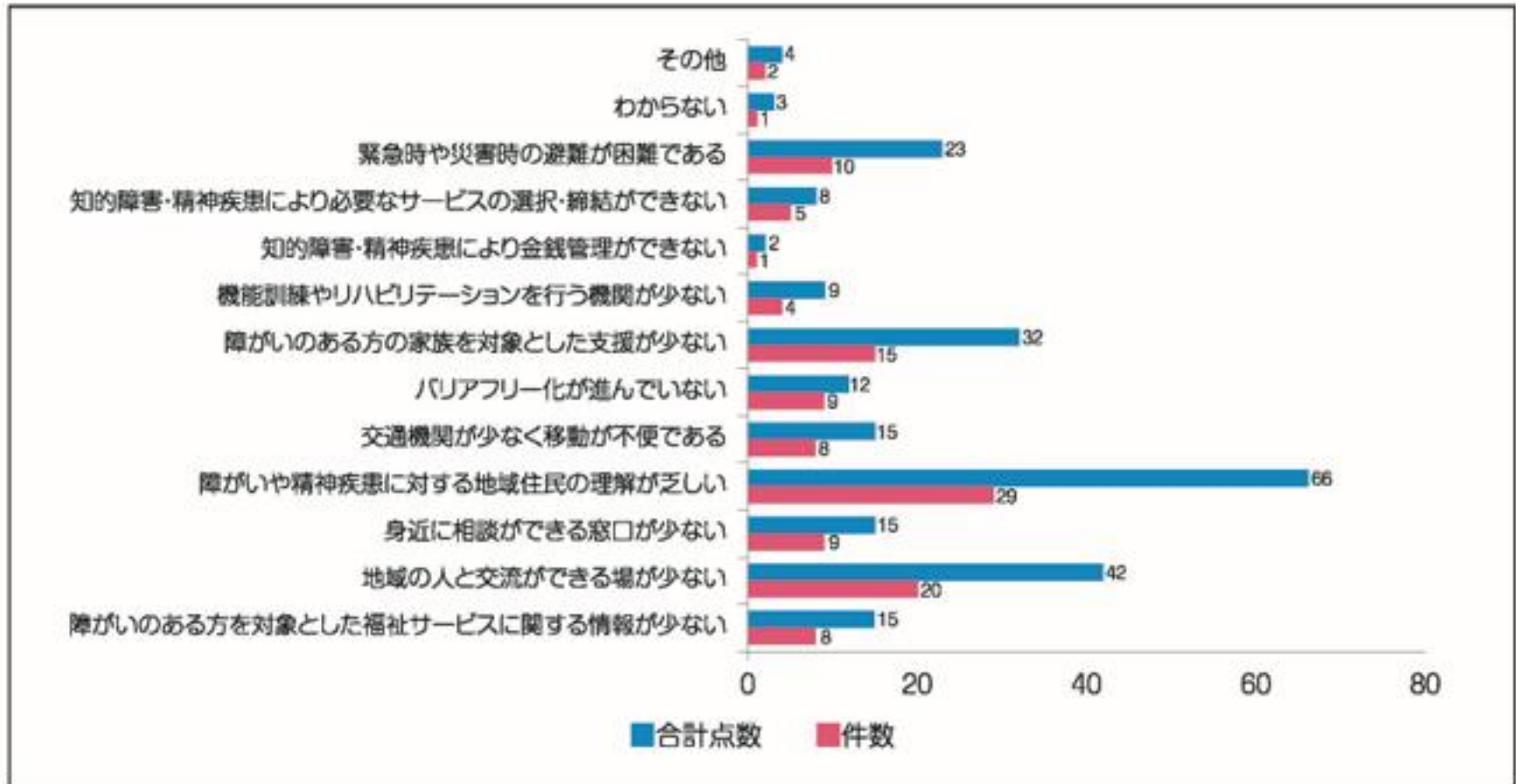


図36 障がいのある方が地域で生活を送るうえでの問題点【n=46】

障がいのある方が生活を送るうえでの問題に対し「障がいや精神疾患に対する地域住民の理解が乏しい」が最も多く29件であった。次いで「地域の人と交流ができる場が少ない」20件、「障がいのある方の家族を対象とした支援が少ない」15件となっている。

また、順位ごとに点数化し合計した結果においても、上記の順に、66点、42点、32点と同様の結果が得られた。その他の回答としては、「就労場所が少ない」「視覚が不自由で移動が困難」などの回答が挙げられた。

問21. あなたは佐世保市において、障がいのある方のことや生活について正しく理解されていると思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

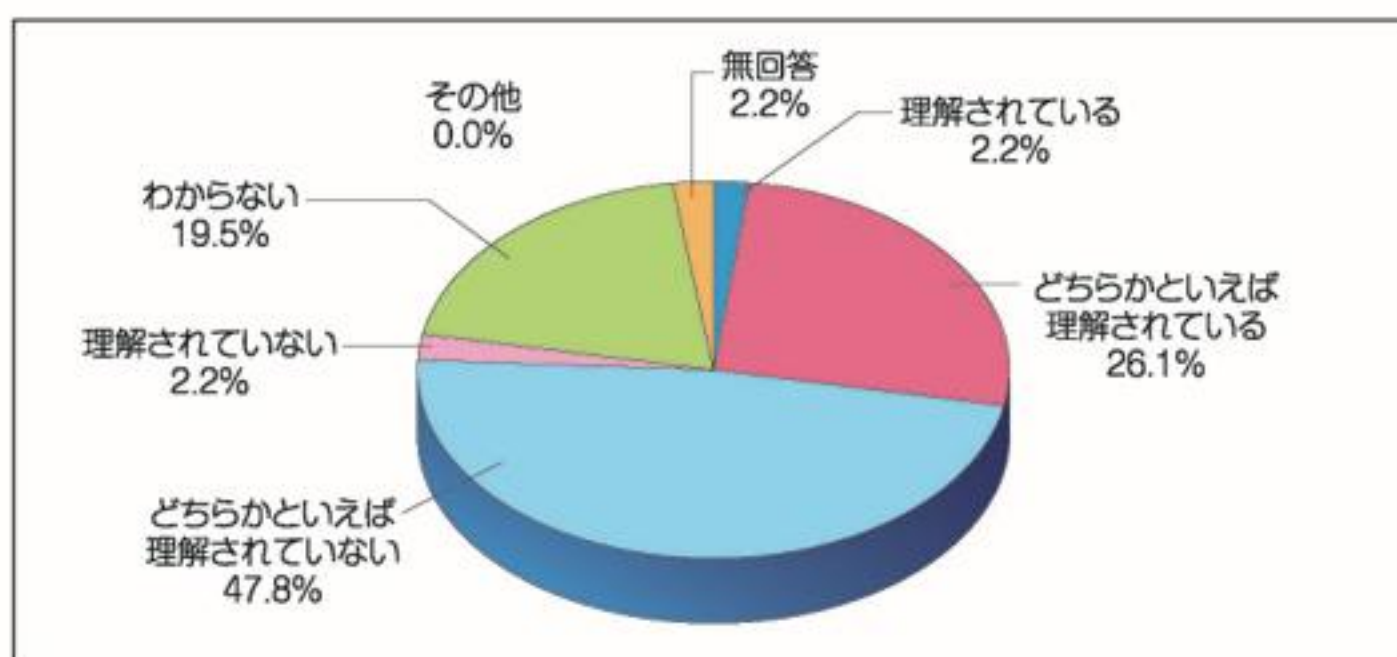


図37 障がいについての理解【n=46】

障がいの理解については、「どちらかといえば理解されていない」22件(47.8%)、「どちらかといえば理解されている」12件(26.1%)となっている。

問22. 問21で「ウ. どちらかといえば理解されていない」「エ. 理解されていない」と答えた方に質問いたします。なぜそのように思われますか。あなたの考えをご自由にお書き下さい。

問22の質問に対し20件の回答が得られた。なお、上記の問いに関しては回答数が少なく回答内容もばらつきがあり、カテゴリー化が困難であったため、文章のみで表記する。

主な回答としては、「一般市民の理解のバラつきは当然だが、関係機関に従事するスタッフでも理解に個人差を感じる」「医学管理が必要とされる障がい児などが、ショートステイ出来るような施設や病院が佐世保市にはほとんどないので」「障がいのある方が積極的に地域交流の場に出られていないこと」「無関心とした態度がみられる」「障がい者の行事をしても参加者が少ない」「身近に障がいのある方がいる人が少ないので」「地域の人と交流する機会が少ないので、接しなければ分からないだろうから」「障がいのある方と接点のない方と話をすると、誤解されているなど思うことが多くあるため」「障がい者の方たちの心の内面などの理解がない」などが挙げられた。

問23. あなたは、地域住民が障がいについての理解を深め、意識が向上するためには、どのような取り組みが必要だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

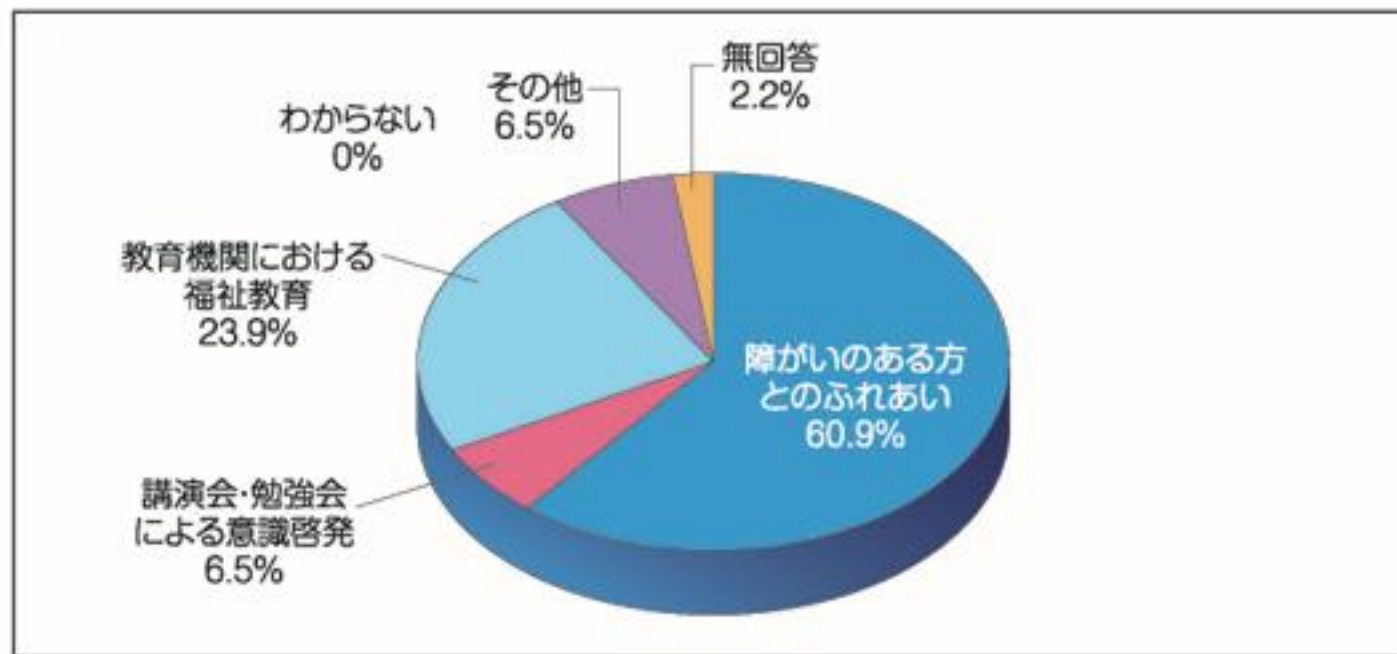


図38 障がいの理解を深めるための方法【n=46】

障がいの理解を深めるための方法としては、「障がいのある方とのふれあい」が最も多く28件(60.9%)、次いで「教育機関における福祉教育」11件(23.9%)となっている。その他の意見としては、「社会全体で支え合うことをテレビCMなどで繰り返し、意識付ける取り組み」「障がいを持っている方の番組」などメディアの活用に関する意見があげられた。

問24. あなたは、支援を必要としている障がいのある方の生活を地域で支えるために、市や社会福祉協議会にはどのような取組みが必要だと思いますか。あなたの考えをご自由にお書き下さい。

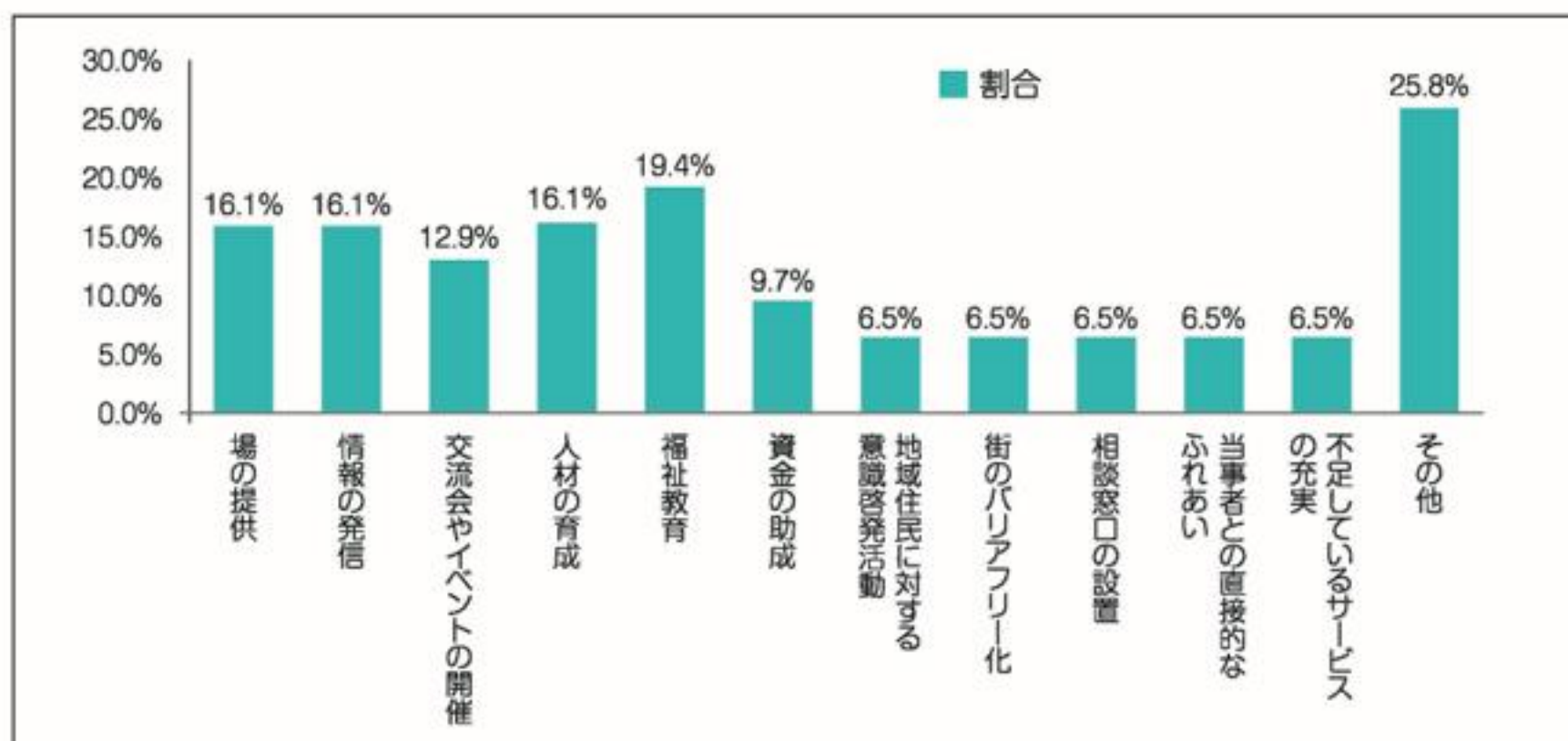


図39 障がいのある方の生活を地域で支えるために、市や社協に必要なこと【n=31】

問24の質問に対し、「福祉教育」という回答が最も多く6件、(19.4%)であった。また、その内訳としては、「学校での教育」「地域の方も参加できる講演会や勉強会」を通じた教育という意見があげられた。

次に多く挙げられた回答として、「場の提供」「情報の発信」「人材の育成」が同件数で5件(16.1%)となっている。「場の提供」の内容としては「当事者との交流の場」との意見が多く挙げられた。

また「情報の発信」についても「当事者との交流に関する情報」、「福祉サービスに関する情報」、「NPOやボランティア活動に関する情報」があげられている。

「人材の育成」に関しては、「リーダーとなる人材」の育成と、「NPO・ボランティア」の育成が挙げられた。

P180の問20からP184の問24は、児童福祉関係機関等の方のみを対象に児童福祉に関する分野の質問を行い、回答を得た。

問20. あなたは、佐世保市の子育て中の家庭を取り巻く環境について、どのような問題があると思いますか。問題と思われるものから順に、3つまでご記入ください。

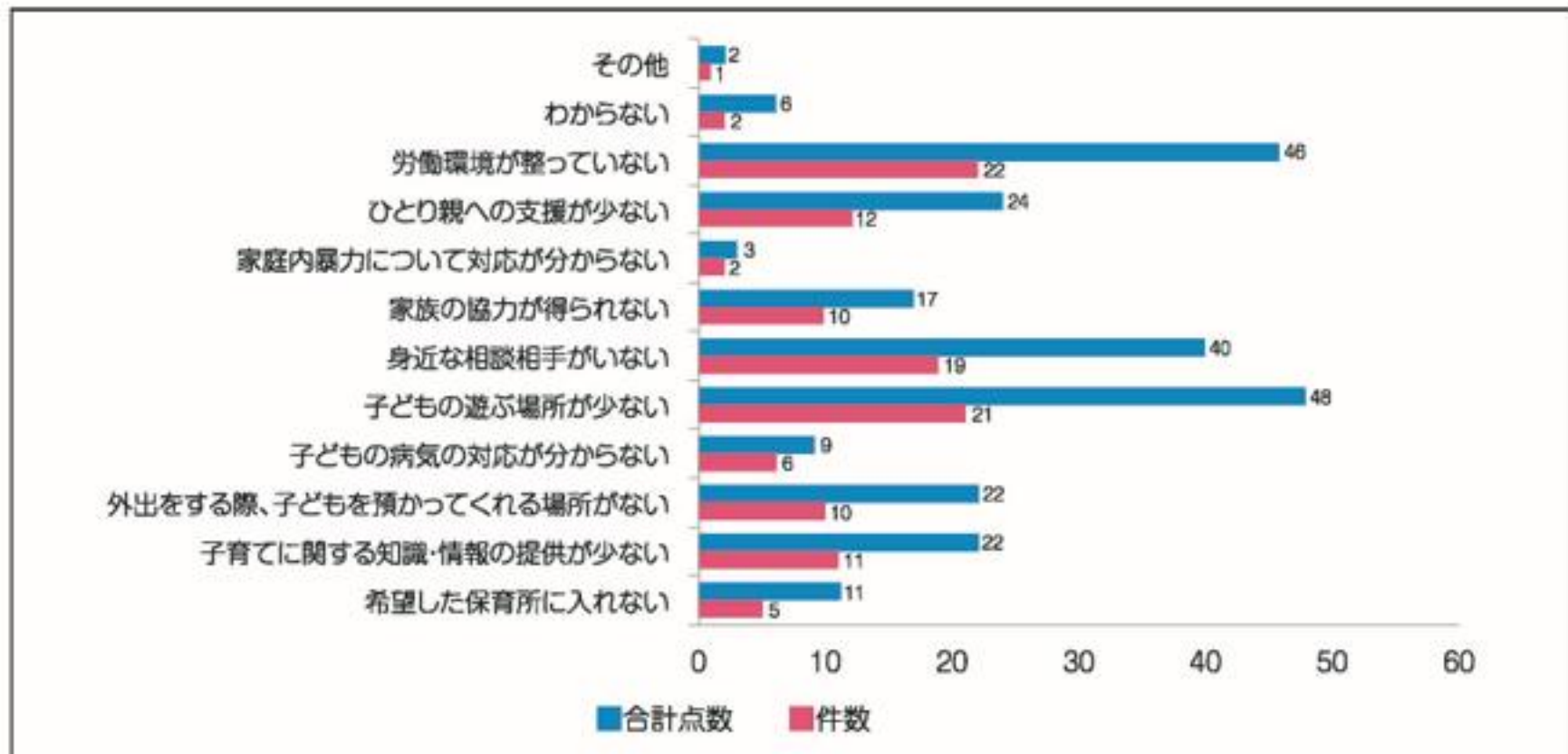


図40 子育て中の家庭をとりまく問題【n=46】

子育て中の家庭をとりまく問題に対し「労働環境が整っていない」が最も多く22件であった。次いで「子どもの遊ぶ場所が少ない」21件、「身近な相談相手がいない」19件となっている。

しかし、順位ごとに点数化し合計した結果においては、「子どもの遊ぶ場所が少ない」が最も多く、48点、次いで「労働環境が整っていない」が46点、「身近な相談相手がいない」が40点となっている。その他の回答としては、「病児・病後児への対応」との回答が得られた。

問21. あなたは、佐世保市で子育てをしていくうえで、保護者(妊婦)の方が最も支援を必要とするのは、どの時期だと思いますか。あてはまるものを1つ選んで○をつけてください。

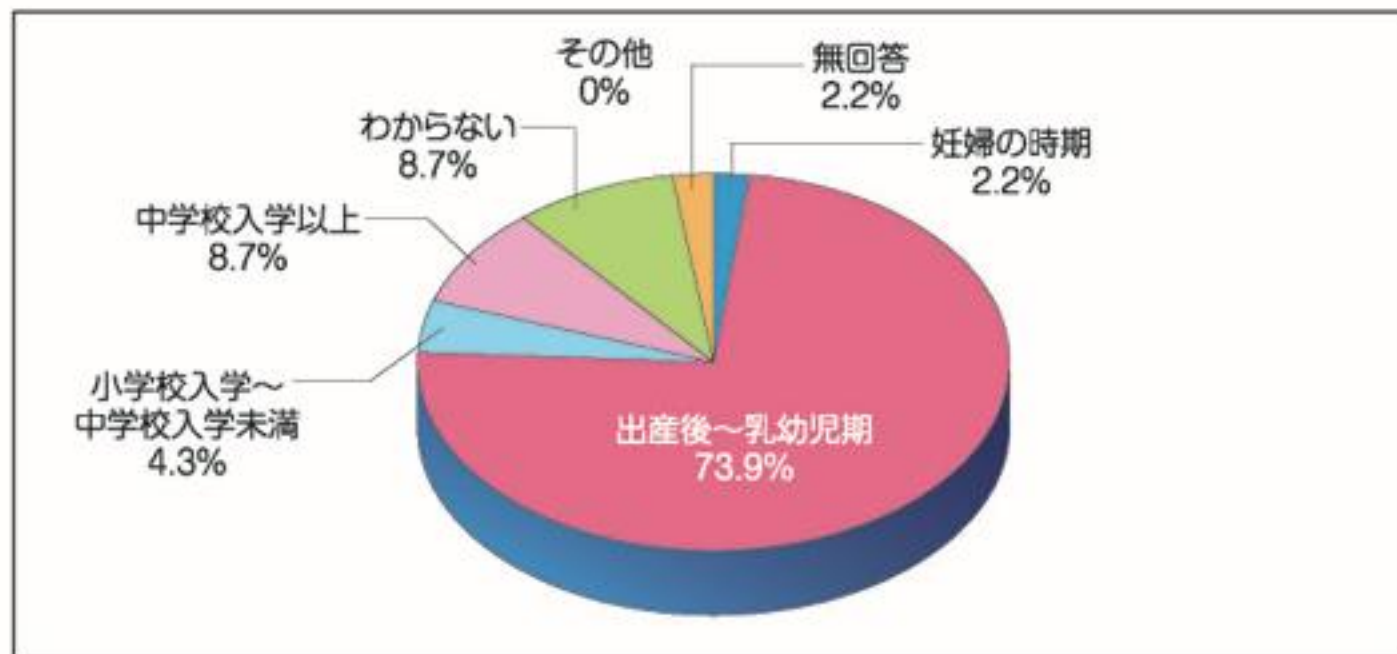


図41 保護者(妊婦)が最も支援を必要とする時期【n=46】

子育てをするうえで、保護者(妊婦)が最も支援を必要とする時期として最も多くの回答を得たのは「出産後～乳幼児期」で34件(73.9%)であった。次いで「中学校入学以上」4件(8.7%)となっている。

問22. 問21で「ア」「イ」「ウ」「エ」「カ」(わからないと答えた方、無回答の方以外)と答えた方に質問いたします。なぜそのように思われますか。あなたの考えをご自由にお書き下さい。

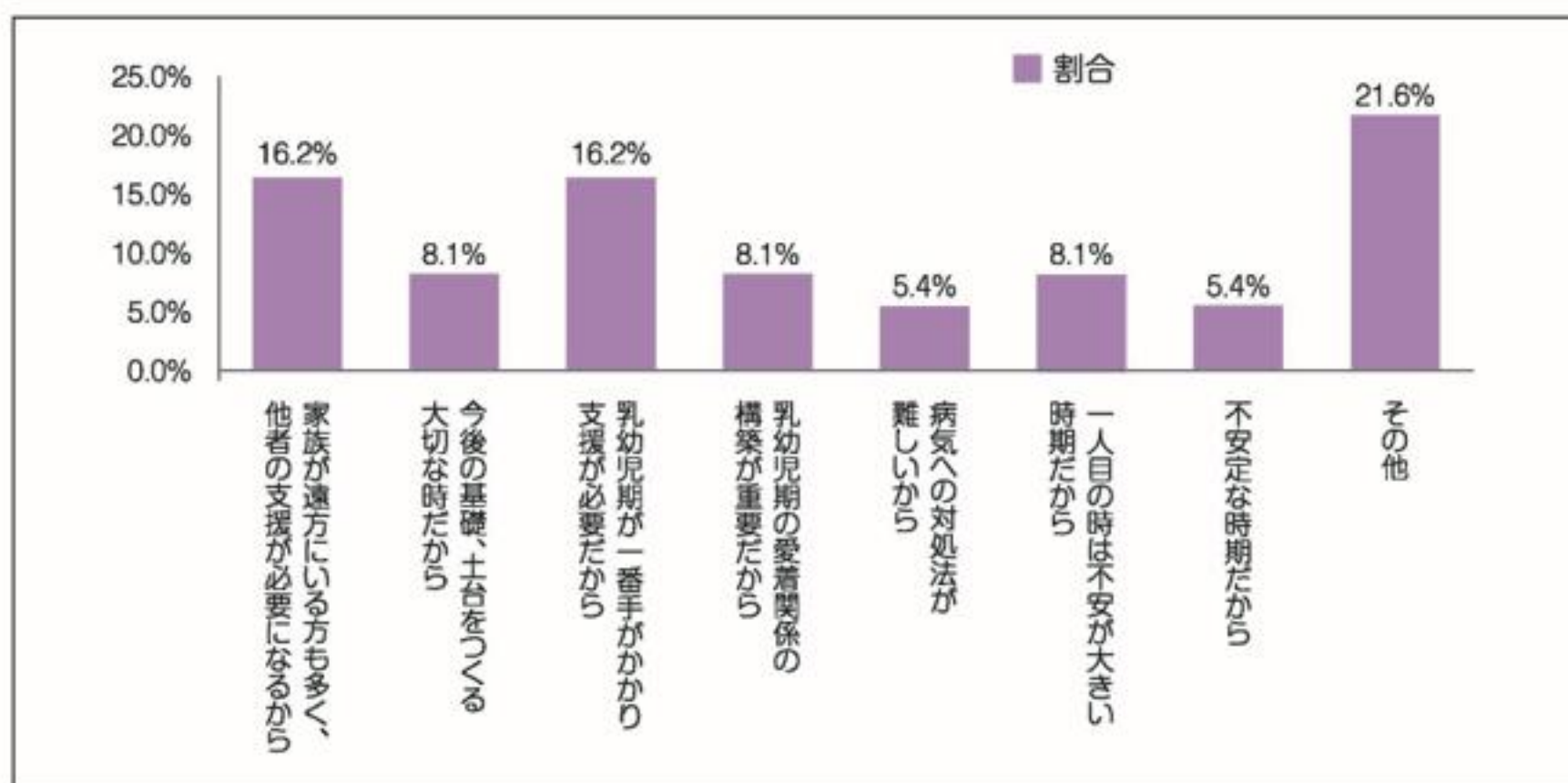


図42 問21の回答の理由【n=37】

問21においてア、妊婦の時期と答えた方の理由としては「出産時、出産後の情報が必要」との回答が得られた

イ、出産後～乳幼児期と答えた方については、図42からも分かるように「乳幼児期が一番手がかかり支援が必要」「家族が遠方にいる方も多く、他者の支援が必要になる」という意見が最も多く共に、6件(16.2)%となっている。ついで「今後の基礎、土台をつくる大切な時期だから」「乳幼児期の愛着関係の構築が重要だから」「一人目の時は不安が大きい時期だから」が3件(8.1)%となっている。その他の意見としては、「子どもについての理解が乏しい中で多くの判断をしなければならない」や「乳幼児期の生活・躾は大切だから」などがあげられた。

ウ、小学校入学～中学校入学未満と答えた方の理由としては「4年生以上は預かってもらえる場所がない」「頻繁に病気にかかるが、仕事が休めない」との回答が得られた。

エ、「中学校入学以上」と答えた方の理由としては「いじめなど、教育で最も難しい時期だと感じた」「心の成長の対応が難しい」との回答が得られた。

問23. あなたは、子育てをしやすい地域づくりのために、どのような取組みが必要だと思いますか。あてはまるもの全てに○をつけてください。

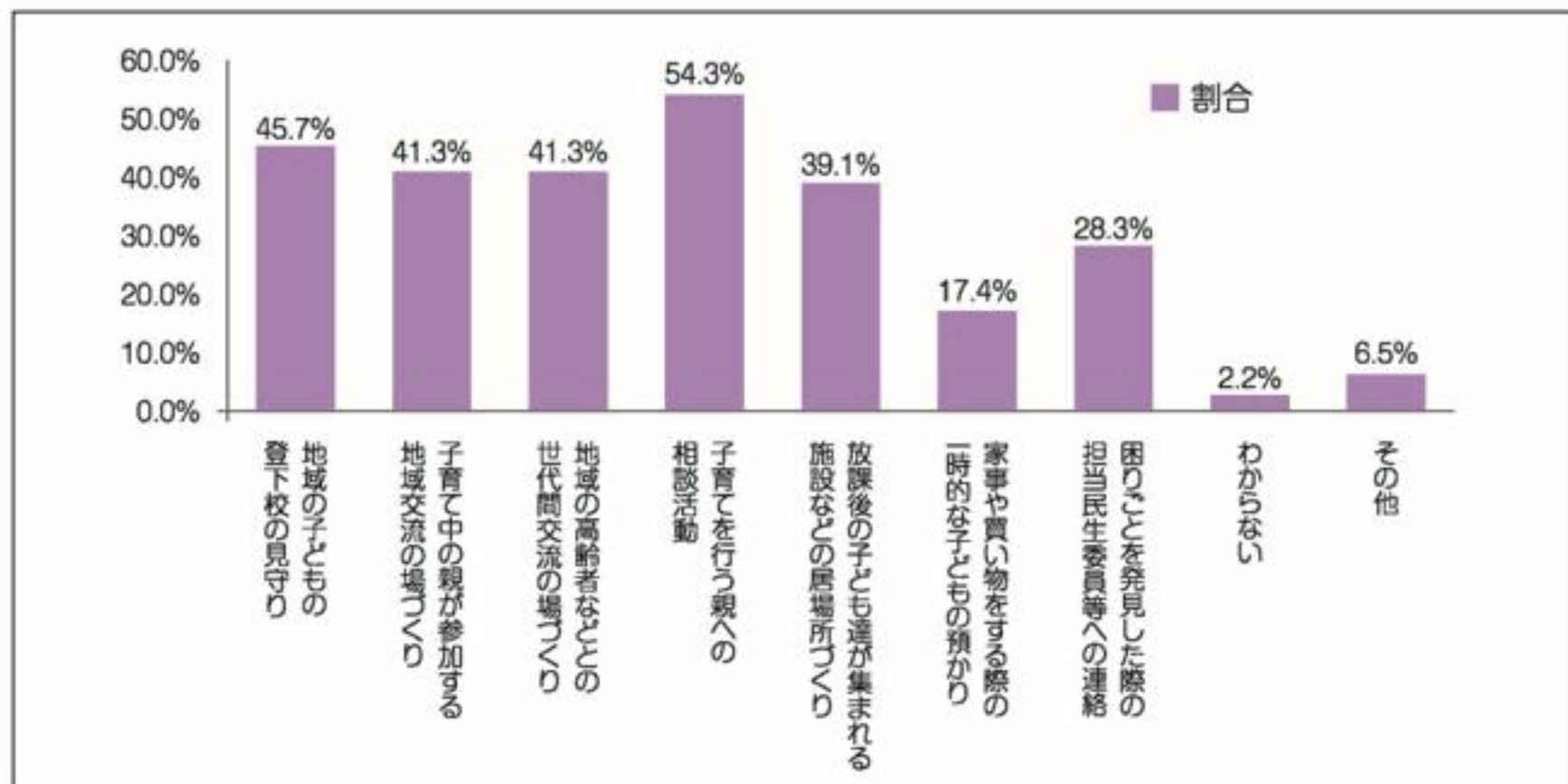


図43 子育てしやすい地域づくりのための取組み【n=46】

子育てしやすい地域づくりのための取組みとして「子育てを行う親への相談活動」が最も多く25件(54.3%)であった。次いで「地域の子供の登下校の見守り」21件(45.7%)となっている。その他の意見として「何かあった時につけ込める居場所の提供」「町内にどんな子供がいるのか、どんなおじいちゃんおばあちゃんがいるのかの把握」などが得られた。

問24. あなたは、子育てをしやすい地域づくりのために、市や社会福祉協議会にはどのような取り組みが必要だと思いますか。あなたの考えをご自由にお書き下さい。

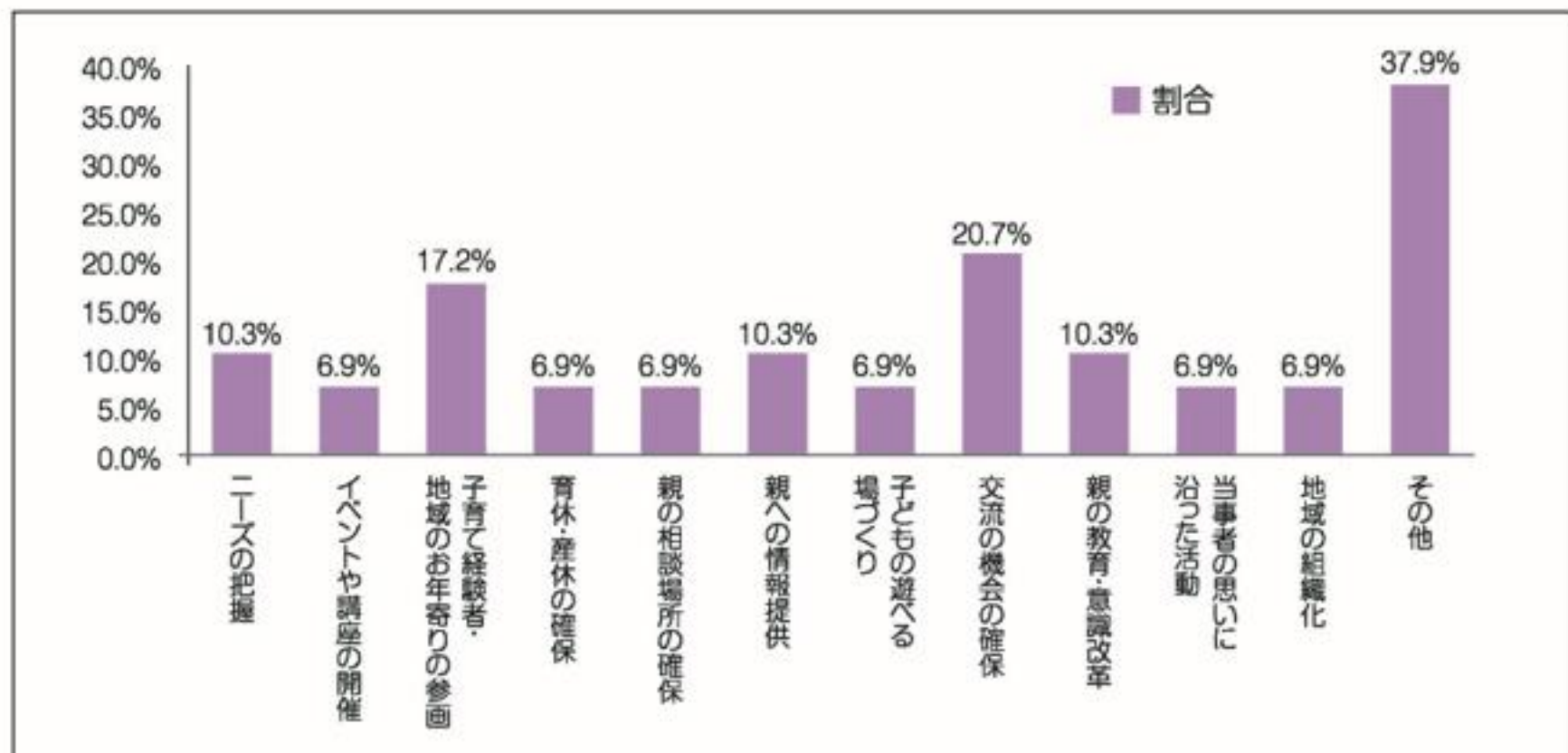


図44 子育てをしやすい地域づくりのために、市や社協に必要なこと【n=29】

問24の質問に対し、「交流の機会の確保」が最も多く6件(20.7%)となっている。また、「交流の機会の確保」と回答のあった3件が地域住民との交流、3件が親同士の交流と答えている。

次いで、「子育て経験者・地域のお年寄りの参画」5件(17.2%)、「ニーズの把握」3件(10.3%)、「親への情報提供」3件(10.3%)、「親の教育・意識改革」3件(10.3%)となっている。その他の回答としては、「子育て支援センター・学校・市など横の繋がりの強化」「支援団体への助成」「ボランティアの参加の促進」「子どもの一時的な預かり」等の意見があげられた。

5. 用語解説

あ行

〈インフォーマル・サービス〉

P8

介護保険法に基づく介護サービスなど制度に基づくサービス（フォーマルサービス）だけでは充足できないニーズに対応した近隣や地域社会、ボランティアなどによる、公的制度に基づかないサービスのこと。

〈医療ソーシャルワーカー（Medical Social Worker:MSW）〉

P63

主に医療機関において、社会福祉の視点で、患者や家族の相談に応じることで、経済的・心理的・社会的な悩みなどの問題解決を図ったり、社会復帰等を支援する専門職のこと。

か行

〈ケアマネジメント〉

P63

高齢者が障がい者等が、地区社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題に対して、生活の目標を明らかにし、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくこと。

〈ケースマネジメント〉

P62

福祉サービス利用者が地域生活を送るうえで必要とするニーズを充足させるため、適切な関係機関や社会資源と結びつける活動のこと。

〈ケースワーク〉

P20

困難な課題、問題をもった対象者が主体的に生活できるように支援、援助していく個人や家族といった個別に対する社会福祉援助技術のこと。

さ行

〈ソーシャル・ファーム〉

P83

障がいあるいは労働市場で不利な立場にある人々のために仕事を生みだし、また支援付き雇用の機会を提供すること。

〈ソーシャルワーク〉

P20

社会福祉の制度などのもとで、人々が社会生活上の課題をみずから解決し、豊かな暮らしを可能にすることを旨とするために、福祉の専門技術や知識をもつソーシャルワーカーによって展開される実践活動及び援助技術の総称をいう（社会福祉援助技術）。

た行**〈地域包括ケアシステム〉**

P8

地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制のこと。

な行**〈ニーズ〉**

P18

生活上に起こった課題の解決・軽減において支援を必要とするもののうち、社会福祉の施策や援助によって解決・軽減することのできる課題をいう。

〈ノーマライゼーション〉

P102

障がいのある方もない方も高齢者も若者もすべての人々が、地域社会の中で、普通に生活できる社会こそ望ましい社会であるとし、すべての人がともに生きる社会を目指そうとする考え方。

は行**〈ファミリーサポートセンター〉**

P43

「子育ての手伝いをしたい人（提供会員）」と「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」が会員となって、一時的な子どもの世話を有料で行うシステムのこと。

佐世保市では、「特定非営利活動法人（NPO法人）ちいきのなかま」に委託してファミリーサポートセンター佐世保を開設している。

ま行**〈マッチング〉**

P49

需要側と供給側を引き合わせる事。この計画では、ボランティアの支援を必要とする人と、それに対応するボランティア活動者を調整すること。

発行年月 平成26年3月

発行元 ◆佐世保市 保健福祉部 保健福祉政策課
佐世保市高砂町5番1号

電話 0956-24-1111

E-mail hokfuk@city.sasebo.lg.jp

◆佐世保市社会福祉協議会 地域福祉課
佐世保市八幡町6番1号

電話 0956-23-3174

E-mail s-shakyo@fukusi-net.or.jp